令和８年関川村議会６月（第６回）定例会議会議録（第１号）

○議事日程

令和８年６月１１日（木曜日）　午前１０時　開会

第　１　　会議録署名議員の指名

第　２　　議会運営委員長報告

第　３　　諸般の報告

第　４　　一般質問

第　５　　報告第　７号　令和７年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について

第　６　　報告第　８号　関川村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

第　７　　報告第　９号　公益財団法人　関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

第　８　　議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

第　９　　議案第４３号　関川村税条例の一部を改正する条例

第１０　　議案第４４号　関川村介護保険条例の一部を改正する条例

第１１　　議案第４５号　令和８年度関川村一般会計補正予算（第２号）

第１２　　議案第４６号　令和８年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第１号）

第１３　　議案第４７号　令和８年度関川村下水道事業会計補正予算（第１号）

第１４　　議案第４８号　令和８年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○本日の会議に付した事件

第　１　　会議録署名議員の指名

第　２　　議会運営委員長報告

第　３　　諸般の報告

第　４　　一般質問

第　５　　報告第　７号　令和７年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について

第　６　　報告第　８号　関川村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

第　７　　報告第　９号　公益財団法人　関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

第　８　　議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

第　９　　議案第４３号　関川村税条例の一部を改正する条例

第１０　　議案第４４号　関川村介護保険条例の一部を改正する条例

第１１　　議案第４５号　令和８年度関川村一般会計補正予算（第２号）

第１２　　議案第４６号　令和８年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第１号）

第１３　　議案第４７号　令和８年度関川村下水道事業会計補正予算（第１号）

第１４　　議案第４８号　令和８年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○出席議員（１０名）

１番	小　澤　　仁　君	２番	加　藤　つや子　君
３番	川　﨑　哲　也　君	４番	近　　敬　志　君
５番	近　　壽太郎　君	６番	加　藤　和　泰　君
７番	髙　橋　正　之　君	８番	菅　原　　修　君
９番	平　田　　広　君	１０番	鈴　木　紀　夫　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により出席した者

村長	加藤	弘	君
副村長	野本	誠	君
教育長	津野	庄一郎	君
総務課長	渡邉	浩一	君
地域政策課長	米野	哲弘	君
地域政策課参事	須貝	出	君
脱炭素推進室長	大島	祐治	君
住民税務課長	渡辺	一洋	君
健康福祉課長	田村	清洋	君
健康福祉課参事			
兼診療所事務長	須貝	博子	君
農林課長	冨樫	吉栄	君
建設課長	渡邉	隆久	君
教育課長	熊谷	吉則	君

○事務局職員出席者

事務局長	河内	信幸	
議会事務局主幹	小池	由美子	

午前１０時００分　　開　会

○議長（小澤　仁君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和８年６月第６回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（小澤　仁君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、５番、近　壽太郎さん、６番、加藤和泰さんを指名します。

日程第２、議会運営委員長報告

○議長（小澤　仁君）　日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近　壽太郎君）　おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る６月２日、令和８年６月（第６回）定例会議の運営について、役場第２会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。

終了後、総務厚生常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。

12日金曜日と15日月曜日から18日木曜日までは、議案調整日及び委員長の事務整理日とします。

19日金曜日は午後から議会広報常任委員会を開催し、付託議件の調査を行います。午後３時から本会議を開催し、総務厚生常任委員会委員長から委員会審査の報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議し、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案は全て単独上程とします。予算繰越案件の報告第７号、計画変更案件の報告第８号及び経営状況報告案件の報告第９号までの３件は提案理由の説明を求め、質疑を行います。

条例制定案件の議案第42号は、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

条例の一部改正案件の議案第43号と議案第44号及び令和８年度各会計の補正予算案件の議案第45号から議案第48号まで、以上６件は提案理由の説明を求め、質疑討論を行い、即決とします。

一般質問の通告は５月22日正午で締め切り、５名の方が本定例会議において質問します。

次に、陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の総務厚生常任委員会において審査をお願いいたします。

最後に、議員派遣につきましては、今定例会議後に必要なものは６月19日に議長提案といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤　仁君）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

日程第３、諸般の報告

○議長（小澤　仁君）　日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和８年５月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤　弘君）　皆さんおはようございます。議員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

最近、特に今日の朝もそうですけれども、テレビでは全国的に熊の出没の状況、そして被害の状況が大々的に放映されているところでございますが、関川村も出始めてまいりまして、先般は、下関集落の付近にも熊の大きな足跡があったという報告もいただいています。そしてまた、この６月21日ですか、関川マラソンがあって、1,500人を超える方が走るというそんな状況でございますので、熊対策をしっかりしなきゃならないと思っています。箱わなを設置いたしましたし、また、国土交通省羽越河川工事事務所には河川敷の草の踏み倒しをお願いをいたしているところです。国土交通省の方では素早い対応で協力をしていただいているので、改めて感謝をしたいと思っているところでございます。

さて先般、令和７年の国勢調査の速報値が発表されました。その結果村の人口が4,315人と５年前と比較をしまして829人の減少となりました。また、世帯数で見ますと1,680世帯ということで、76世帯が減少しているという状況になっております。こうした人口減少時代というものを現実としてしっかり受け止めながらも交流人口の拡大などによりまして村のにぎわいを創出する。そしてまた、地域経済の活性化等も図ることと合わせまして、村で暮らすお一人お一人が幸せで安心して住める村づくりをこれからも進めていきたいと感じているところでございます。

さて、本定例会に提案いたしますのは、報告案件３件、条例の制定案件が１件、改正案件が２件、補正予算案件４件、以上10件でございます。追って上程の際にご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小澤　仁君）　以上で村長の挨拶を終わります。

日程第４、一般質問

○議長（小澤　仁君）　日程第４、一般質問を行います。

質問の通告者は５名です。発言を許可します。

初めに６番加藤和泰さん。質問を許可します。

○６番（加藤和泰君）　６番加藤です。

初めに先ほどは大変名誉ある賞を頂戴しましてありがとうございました。いろいろご指導いただきました村民の皆様、それから先輩議員、同僚議員の皆様、様々な課題に一緒に取り組んでまいりました執行部の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。残りの任期、誠心誠意取り組んでまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

2050年の関川村を見据えたバックキャスティングによる施策展開について。

関川村の人口は、2050年に現在の約50％、2,300人程度まで減少すると記されています。社人研の推計によるところでございます。2050年の推計人口から逆算した際、現在のインフラの維持や行政サービスは物理的に破綻する可能性があると考えますが、今何を選択と集中し、単なる人口減対策ではなく、人口が減っても村が機能し続けるための施策展開が必要不可欠との思いから、以下の質問をお願いします。

①居住推進地区を設定するなど、コンパクトシティー化の取組は、インフラの効率化やコミュニティーの維持など、可能性を感じるところですが、村長の考えを伺います。

②2050年には職員数も大幅に制限されることが予測されます。そのとき、住民サービスを維持するためにさらなる広域連携や前回の一般質問でお聞きしましたＡＩの活用に向けたロードマップを今から検討すべきと感じますが、村長の考えを伺います。

③職員に2050年、2,300人の人口になった場合の関川村が存続するための計画を作成させることが必要と考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めにコンパクトシティー化の取組についてでございます。

議員ご指摘のとおり、今後の人口減少社会において、単に人口減少を抑制する視点だけではなく地域運営をどのように維持していくかという視点も重要かと思います。特に道路、水道、公共施設などのインフラの維持にかかる負担は、人口減少が進む中で相対的に重くなることが想定されております。このため、一定の生活機能やコミュニティー機能を維持しながら効率的に地域づくりを進める考え方は、今後の重要な視点になるものと考えております。しかしながら、本村は市街地を中心に様々な地域から人々が集まる都市部とは異なり、集落が広域に点在し、それぞれ歴史や地域コミュニティーが形成されている農村地域であります。居住推進区域を設定し、住宅や住環境の向上を図る投資を重点化するという考え方は、投資の効率化という視点から魅力的でございますが、上下水道などインフラの集約につながるかという点からしますと、現実的にはなかなか難しいのではないかと考えております。とはいえ、そうした中で国においては、人口減少によりインフラの維持も難しくなっている地域が発生してきているという認識の下、例えば下水道整備区域の一部を廃止することができるか検討されるなど新たな動きがございます。

村としましては、人口減少を見据えて、公共インフラの効率化に全国の自治体が積極的に取り組めるような国の施策展開を求め、地域の実情を引き続き国に訴えてまいりたいと考えてます。

２点目の広域連携やＡＩ活用に向けたロードマップについてでございます。

2050年に向けては、人口減少や生産年齢人口の減少に伴い、自治体職員数にも一定の制約が生じてくることが想定されております。そのような中で行政サービスを維持していくためには、ＡＩを

はじめとするデジタル技術の活用は重要です。しかしながら、デジタル技術には、行政事務の効率化や職員負担軽減の可能性が期待される一方で、技術の進展が非常に速く今後の国の制度や方針、これによって活用範囲や活用方法等が変わる可能性がありますので、村独自でロードマップを作成することは現実的ではないと考えています。まずは、行政サービスの充実や事務の効率化、省力化など費用対効果が見込めそうなところからデジタル技術の活用を進め、国や県、他の自治体の動向にも注意をしていく必要があると考えております。広域連携については、消防やごみ処理、介護認定など、業務委託を含め取組を進めているところであり、さらにどのような分野で連携が可能なのか、また、必要なのかを研究をしてまいります。

なお、国の地方制度調査会においては、市町村事務を都道府県が補完支援する役割について議論されており、このような動向にも注視をしてまいりたいと思ってます。

３点目の村存続計画の作成についてですが、議員ご提案の2050年に人口2,300人となった場合を想定した村の存続計画につきましては、将来的な人口減少や地域の行政運営にどのような影響を及ぼすのかを考える上で、一つの問題提起として受け止めております。村の将来につきましては、人口動向のみならず、技術革新、財政制度、国の地方行政に対する方針など、様々な要素によって状況が大きく変化をしてまいります。特に地方交付税を初めとする財政制度の動向によっては、自治体運営にも大きな影響が生じてまいります。また、人口減少は、本村特有の課題ではなく、国全体の大きな課題であり、国の制度設計や広域的な対応とも密接に関わる問題です。そのため、現時点で特定の人口規模を前提とした個別の存続計画を策定する考えはありませんが、まずは今後10年間の村づくりの方向性を示す第７次総合計画に基づく施策を着実に進める中で、人口減少が地域や行政サービスに与える影響を注視しながら、持続可能な行政の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤和泰さん。

○６番（加藤和泰君）　ありがとうございました。

例えば民間企業であれば、売上げが落ちていくシミュレーションの中で、どういうふうに会社を維持して従業員を守っていくかなど、いろいろ方法論があるんだと思うんですけれども、行政という仕組み上、売上げを伸ばすという感覚ではないわけですから、やはり人口が減っていったときどんなふうにしていくかというのは、村長から今10年、第７次総合計画に基づいてとお話があったそのとおりだと思うんですけれども、やはり行政としての責任はあるのではないかという思いから質問をさせていただきたいと思います。

立地適正化計画というものがあるのはご存じかと思うんですけれども、県内30市町村のうち都市計画区域を持つ市町村が25市町村あるそうで、うち21市町が取り組んでいる。84％の市町が取り組んでいるということなんですけれども、関川村はこの計画の策定対象外の町村になるのではないか

と思うんですけれども、ただ、この計画の目指すところを見たんですけれども、非常に参考になるものも多いと感じました。立地適正化計画、一言で言うと、都市再生特別措置法に基づく制度で、主に２つのエリアを指定して緩やかに町を集約していくことを目指すというふうに書かれていました。どういうことかというと、ある程度こう中心部にいろんなものを集約して、そこに緩やかに移住していくような流れをつくっていくということだと思うんですけれども、胎内市や村上市、胎内市は既に策定運用中なのだそうですし、村上市は現在策定作業が進行中というふうに書かれていました。

やっぱり2,300人の人口というのは本当にあまりにも衝撃的で、25年、24年後でしょうか、順調であれば自分はまだ健康であれば生きてるのかもしれませんけれども、どんなふうになっていくのか本当に心配なところがあって、商売も全て成り立たなくなるのかというような感じはするんですけれども。村の方で、今年度は経済センサスの調査が進んでいるんだと思うんですけれども、例えば村の事業者が、様々なインフラを維持していくために必要不可欠なのだと思うんですけれども、建設業であったり様々ありますけれども、こういう人たちがどんなふうに考えているのかという、そういう意向みたいなのは、商工会とかといろいろ話する機会はあるのでしょうか。私が言いたいのは、もう自分の代で商売を辞めるんだという人も結構いるのかもしれないけれども、そういう人たちがあんまりに多いと、村のインフラ維持も成り立たなくなるのではないかという心配もありまして、お聞きします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　村の事業者の方々がどんな思いをしているのかということかと思いますが、私も実は特に若手経営者が、人口減少がどんどん進んでいくという中で、経済のパイもどんどん、要はこの地域だけで考えますと小さくなってくると。その中で、事業者がどんな生き残り戦略をしているのかというのが知りたいと思いまして、商工会にお願いをして若手の方々に集まって私と議論したことがあります。なかなかそのときには、漠然と人口が減少していってマーケットが縮小するということは分かっているんだけれども、まさに議員がおっしゃる、バックキャスティングの視点に立って、50年頃こうなるから、それを見据えて今どんなことをしなければならないかというようなことに対する考え方をしっかり持った方がおられなかったと私は拝見してるんですけれども。そういう議論を通じながら、それぞれの経営者、特に若手の方々がそういうディスカッションする中で、意識を持っていただければありがたいと思ってお話をさせていただきました。また、引き続きいろんな方々と会話する中で、この人口減少が進む中でのどういう形で生き残り戦略を立てていくのかと、そういう議論が活発になればいいと思っているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤和泰さん。

○６番（加藤和泰君）　ありがとうございました。

関川村の第７次総合計画の関川村人口ビジョンの中でも、やはり人口減少による住民生活への影響という記載もあるんですけれども、ここでの締めくくりに、人口減少によりサービスの立地に必要な人口規模を割り込めば生活関連サービスの撤退が進み、日々の生活がさらに不便になる恐れがありますというような記載があって、やっぱりこういうすごい意識は持って計画を策定されたんだというふうには感じてるんですけれども、やっぱり、では、どうするのかということも必要になってくるんだと思うんです。ただ、あまりに人口が減ったときのシミュレーションを職員の皆さんがやれって言われてもつらいことで、辞めていく人もいると悪いので、あんまりなことはできないと思うんですけれども、ただ、やっぱり行政の責任として必要なのではないかというのがあって。ただ、私もいろいろ調べていくと結構つらくて、何か2,300人になったときのこととか調べていくと、自分も衝撃的でつらいんですけれども、繰り返しになるんですけれども、不便になるおそれがあるというのは間違いないと思うんですね。その辺のところはいろいろ調査研究していく必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　人口がどんどん減少していく中で問題点は２つあります。１つは、そういう中で人口も減る税収が落ちると言ったときに、住民を支える自治体が持続可能な自治体になるかどうかという問題がございます。今既に人材不足というのはどこの業種も進んでますし、役場のような小規模自治体も、職員の採用で優秀な職員がタイムリーにできないという状況もございます。そういう意味では、本来、いざというときに役に立たなきゃならない自治体が、まずそういう状況下でしっかりできるかどうかという問題があります。例えば、これは、私が県知事とも話をしたんですけれども、人材確保で、関川村は土木職がいません。だから土木の設計ができるスペシャリストはいないんです。村が仮に採用したとしても、土木の技術は１人では研修ができない、自己研鑽できない。国や県などは、要は先輩がいて、オン・ザ・ジョブ・トレーニングでどんどん技術が勉強になると。関川村に１人ぽつんと置いてもそれはできない。知事に、村では採用できないので、希望者もないので、県で一括採用して、粟島浦村とか関川村とか、そういうちっちゃなところに定期的に異動で来るようなそういうシステムをしてほしいという話もしてたんですけれども、そのときはなかなか県も人材不足だという話もあったんですけれども、そういうような自治体をどうしっかりさせるかという問題と、あとは住民が生活する上で様々な不便を強いられる、それをどういう形で行政が支援していくのかという問題があります。先ほどおっしゃったとおりにいろんなサービスが撤退していく中で、行政がどこまでそれをフォローして、住民が安全安心な生活を保つための支援策をできるのかという、対住民に対することも考えなければならいということだと思ってます。

そんな状況の中で、私は、職員に対しても、20年30年後の状況をまずイメージをして、イメージをしながら今の仕事を考えてくれというのはこれよく言ってるんですけれども、ただ単に漫然と今

の仕事をしてるだけではなしに、そういう実態を頭の中で可視化させながら仕事をそれこそバックキャスティングの発想だと思いますけれども、仕事をしてくれということも年頭なり様々な機会に職員に進めている。説明をしているところです。引き続き、そういう形で人口減少が少なくなる中でもしっかりした対応ができるような取組を進めていきたいと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤和泰さん。

○６番（加藤和泰君）　ありがとうございました。

そういうふうにいろいろ村長が職員の皆さんに話されていることを聞いて安心しましたし、やっぱりそこから逆算していくと、今何をしなければいけないのか、５年後、10年後どういうことをしなければいけないのかっていうのは、これ会社経営も同じですけれども、そういうことが見えてくるんじゃないかというふうに感じています。

一つ思うのは、高齢者の方、独り暮らしの方が増えていると思うんですけれども、そういう方たち向けの集合住宅みたいなのは整備するようなことはなかなか難しいでしょうか。隣の小国町には小さいのがあって、まだ自分でいろいろできる高齢者が入居できるところがあるんですよね。何人か入ってると思うんですけれども、そんなのを村の方で整備する考えはありませんでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　高齢者向け住宅というのは、私もずっと前から頭の隅にはありまして、特にもう除雪が大変だと。せめて冬場にでも、冬場は雪と関わらないで生活できるような住居に引っ越したいっていう方もいるのかと思ってて、問題意識は持っているんですけれども、今のところそれをいつどうするかということも、検討はしてませんし、その辺について高齢者の方々の意向がどうなのかという事もまだ把握できてないんですけれども、その辺はどうしようかと今私も頭の中にはある、今はその程度の状況でございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤和泰さん。

○６番（加藤和泰君）　ありがとうございました。

例えば、自分の親が関川村で独り暮らしだとして、東京などにいう親族のことを考えると、そういうところに住んでると安心になるかという気もしてお聞きしたんですけれども、少し何か研究していただく価値はあるのかと思ってましたので、ぜひお願いできればというふうに思います。

あと、この人口ビジョンの一番まとめのところに、人口減少問題に立ち向かい、魅力ある関川村にするためにということで、行政でだけでなくて村民や企業、関係団体が一丸となって取り組んでいくというふうに記載があるんですけれども、そのとおりなのではないかと思うんです。私たちも議会としてもやっぱりそういう責任はあるんだというふうに感じてますし、様々な方を巻き込んで、この先、将来の関川村のあるべき姿をいろいろ研究していっていただければというふうにお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小澤　仁君）　これで、６番加藤和泰さんの一般質問を終わります。

続いて、２番加藤つや子さん。大枠１つ目の質問を許可します。

○２番（加藤つや子君）　２番加藤つや子です。通告に従いまして、１つ目の質問をさせていただきます。

災害時における高齢者、障害者の防災タブレット活用と課題ということでお聞きします。

村内の各世帯に新たに導入されました防災タブレット、災害時における情報の確認、それから避難行動の促し、ハザードマップの確認ができるということでございますが、各世帯、今現在令和８年４月では、広報の数字なんですけれども1,779世帯でございました。ここの世帯に全配布ということになるかと思うんですが、村民の安心安全な生活に活用される段階がこれからということで、多発する自然災害において、自力で情報収集、それから避難が困難な要配慮者、先ほどもおっしゃってましたけれども、高齢者や障害者等は丁寧な説明を受けても、デジタルにたけている若者や子供がいないなど、いる世帯とは違って操作に不安を抱いて置きっ放しという声が実際に聞こえております。電源も入れてないとかそういった話も聞いております。また、耳の聞こえづらい高齢者や聴覚障害者そして視覚障害者等に対して必要な情報が正確にリアルタイムに届くかどうかが今現在は不明であります。このような現状から、防災、災害時にタブレット機能が発揮されて、より安心で安全な暮らしを確立するためには何が必要なのか、以下３点について伺いたいと思います。

１番目、配布状況、高齢者世帯、障害者世帯の配布率と、苦情や課題はどのように受け止めているか。

２番目、高齢者、障害者等が不安なく平時から使用できる仕組みは確立されているのか。

３番目、災害時に避難所でのアプリ活用による聴覚、言語障害者向けのアプリ、視覚障害者向けの音声読み上げアプリ、外国人向けの多言語翻訳対応などの合理的配慮の観点からのアプリ導入についてはどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに防災タブレットの配布状況や課題などについてのご質問です。防災タブレットの村民への配布率は約90％でございます。高齢者世帯や障害者世帯への配布については把握をしておりませんが、村では全ての世帯に行き渡るよう、未受領世帯への説明など必要な取組を進めてまいります。苦情についてはほとんどございませんが、今までの広報無線があれば要らないとか、あるいは高齢で使い方が分からないといった話をいただくことがあります。その際は、防災タブレットの役割や操作方法などを丁寧に説明し、ご理解をいただいております。

課題についてですが、防災へのタブレットの活用は初めての試みでありますので、まずはスマホやタブレットを扱ったことのない方々を中心に、防災タブレットに使い慣れていただくことが最初

にクリアすべき課題であると考えております。

次に高齢者、障害者等が不安なく平時から使用できる仕組みについてです。

今回の防災タブレットの導入に際しましては、広報無線としての役割を基本としつつ、文字による情報伝達や後からの見直しや聞き直しができるよう機能の充実を図りました。しかしながら、せっかくの機能も使っていただけなければ、その価値が発揮できません。先ほど申し上げましたように、高齢者など、こういった機器の操作に慣れていない方がいらっしゃいますので、使用方法などの問合せをいただいた際には丁寧な説明を行ってまいりますし、今後希望する集落などで説明会を開催することとしております。また、防災タブレットに興味を持っていただくため、例えばゲームアプリを導入するなど、楽しみながらタッチ操作に慣れていただくような仕掛けについても、検討をしておるところです。

３点目の、避難所での聴覚言語障害者や外国人向け多言語翻訳対応などのアプリの導入についてでございます。

タブレットは自宅からの持ち出しが可能ではありますが、避難所においてはタブレットを持参していなくても直接情報を伝達することが可能です。そのため、避難所における障害者や外国人向けの情報伝達上のアプリの導入は今のところ予定をしておりません。障害者や外国人の方には、ふだんから使い慣れているコミュニケーションツールの利用が一番安心ではないかと考えています。

なお、防災アプリでは、外国人向け多言語翻訳について５か国語に対応しているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　ありがとうございました。

今ほどの説明、答弁なんですけれども、高齢者と障害者世帯の配布率は把握されてないということですけれども、これはなぜ把握されてなかったでしょうか、お聞かせください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　先ほどの村長の答弁にもございましたけれども、村としては、まず全世帯に配布したいということでありまして、そういった高齢者とか全世帯に配布ができれば、高齢者ですとか障害者というところも全てカバーできるということで考えております。そのため、特別そういったところを把握していないというところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　ありがとうございます。

実際私の耳に入ってくるのは、やっぱり高齢者と、タブレットを使っていない、携帯を持っていないような方たちからの声が届いております。やはり、どれぐらいの世帯の高齢者世帯、障害者世帯の人がそう思ってらっしゃるのか、やはりこれは一度把握していただいたほうがいいのではない

かと考えます。それについては、交通弱者ということであって、取りに行くのも困難だと。お金かけて交通費払って取りに行くのも困難だというような考え方もありますし、全世帯配布という新たな取組は非常に有効な取組でございますので、ぜひともその全員、全世帯が納得してタブレットを使っていただきたいなと思いますので、一度高齢者、障害者世帯等は、課を横断して調べていただけないものでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　先ほども申し上げましたように、全世帯に配布を目指しているというところでございます。今現在としましては、役場に取りに来ていただくのを原則としてございますけれども、今後やはりそういった取りに来られないとかそういう事情がある方についての対応も、職員が届けるとか何かその状況に応じて、対応を進めていきたいというふうに考えておりますので、まず、そういった取組をした上で、障害者ですとか高齢者という数を把握ということではなくて、全世帯に配布を進めていきたいというところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　ありがとうございます。

実際やっぱり職員の方々に負担をかけますが、持って来ていただいて説明していただきたいというお声もあります。ぜひともその辺をお願いしたいと考えております。

次、もう１点なんですけれども、希望する集落等への説明会等が計画されております。広報にも載っておりましたけれども、そういった団体等があれば、お声をかけていただければ説明に参ると、内容の案内でございましたが、ここで少し提案したいんですけれども、団体、老人クラブ単位とかが高齢者であれば、ほぼ該当している方が入っていらっしゃるので、防災タブレット分かる教室のようなものを企画していただいて、操作支援体制の整備を提案したいんですが、この件についてはどうお考えになりますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　今現在村の出前講座にはメニューとして入っていない形なんですけれども、出前講座のメニューの一つとして入れていきたいというところでございます。高齢者に限らず、数人集まれば、出前講座で一通りの操作方法を説明できるかというところでございますし、村長の答弁にもございましたように、ゲームアプリのようなもので、少しタッチ操作ですとか、そういったものを、何と言えばいいでしょう、楽しみながら遊びながらしていただくというような、そのようなものも出前講座の中に取り入れられればというところで、今そういうところを研究していまして、まだ出前講座に入れてはいないんですけれども、そういったことをまず対応したいと思っております。また、個々の対応につきましても、役場の方にタブレットを持ってきて操作を聞かれる方もいらっしゃいますし、あるいは電話での問合せなどもございます。個々につきましては、必要が

あれば、出向いて説明するとかも考えられますので、まずは、分からない方に丁寧な説明を心がけていきたいというところで今行っているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　ありがとうございます。

ゲームアプリの導入ということで、非常に効果があるかと私も考えます。楽しみながらというところで取っつきやすいですし、ゲームアプリとなれば認知機能の向上なども役立てるかと思いますので、ぜひともその辺早急に進めていっていただいて、全世帯の人たちが安心してこのタブレットを使えるようにしていただきたいと思います。

もう１点なんですが、先ほど他のアプリ、災害時にそういった視覚障害、聴覚障害、コミュニケーション障害のある方たちに対応するアプリということで、避難されたときには持ってくる必要がないというお話でしたけれども、災害時は自宅避難ということも今は考えられます。逆にそこに避難して、危険な目に遭う場合は自宅避難ということがありますので、そういったことを余儀なくされた場合は、やはり通信機能が途絶えることもあるかとは思うんですけれども、タブレットが活用されることになるのではないかと考えます。実際、コロナ禍で自宅から出れないということもありましたので、そういった方たちのために、アプリを入れる必要性を私は強く考えております。少しずれますけれども、県でオンライン診療を進めていて、山古志ですよね、2023年に導入されているんですが、災害時にやはりそういったものがあると、自宅避難された場合には非常に役に立つのではないかと思いますので、アプリ導入を再検討していただきたいと思います。全ての村民の命を守る手段であることは間違いありませんので、どうぞ、誰もが安心して暮らせる村であるために、ぜひとも必要なアプリは導入していっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で１番目の質問を終わります。

○議長（小澤　仁君）　大枠２番目の質問を許可します。

○２番（加藤つや子君）　それでは、２番目の質問をさせていただきます。

障害者等が住み慣れた関川村で安心して暮らし続けるためのグループホーム誘致、設立について追跡の質問をさせていただきます。

障害者グループホーム設立について、昨年６月定例会議で一般質問をした時点では、関係機関等から情報収集をして、協議していきたいという答弁でございました。障害者用の施設がないために、村外のグループホームや施設に入所、または通所している人が、関川村で安心して暮らし続けるための受皿がなかなか整備されていない現状でございます。第７期障害福祉計画では、障害者数は村人口の7.6％、これ令和５年度調査でございますが、介助者は約70％が家族でございます。その半数以上が60歳以上ということで、もう既に高齢者になっている方もいらっしゃると思います。村に施設がなければ、仕方なく村外を利用することになるんですが、グループホームの見込量として８

名だったんですけれども、多分に村外のグループホームを利用されていくことになってるんではないかと思います。これがいわゆる地域格差ということで、サービスがやっぱり村に足りていないのではないかというふうに私は考えております。グループホームの誘致、設立のこれまでの経緯、検討と方向性をこれからお伺いしたいと思います。

①関係機関や団体等からの情報収集とで、何が課題であったかお聞きします。

②親亡き後の生活拠点に対するニーズを把握しているか伺います。

③村外に入所、通所している方の地域格差に対する意見をどのように捉えているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　初めにグループホームの設立についての課題についてでございますが、グループホームの運営団体から、課題としてはグループホーム単体での運営では、収支面において今は大変厳しいという実態があるというようなお話や、必要な人材の確保に苦慮しているというお話をお聞きしているところです。

次に、親亡き後の生活拠点に対するニーズの把握についてですが、障害をお持ちの方の親御さんからは、自分がいなくなったときの不安の声をお聞きをしております。お尋ねの当事者のニーズ把握については、今年度第８期障害者福祉計画と第３期障害児福祉計画を策定することとしており、その際に改めて行うこととしております。

３点目の村外に入所、通所している方々の意見の把握についてでございますが、グループホームを利用されていない方とは接点がないため、意見をお聞きする機会がないのが現状です。今後は利用者ご本人に限らず、ご家族も含めてご意見などをお聞きする機会を設けたいと考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　ありがとうございます。

１年前の質問ではございましたが、いろいろと協議、検討していただいているということが分かりました。その上で再質問なんですが、グループホーム単体の運営では大変ということでございましたけれども、ここはやっぱり、国の方でも、今第８期の計画づくりに関していろいろ検討されているということで、運営費の支援、補助の活用、それから人材確保支援については、県の方でもいろいろと支援の方法を考えていると思いますので、その辺の活用をもう一度研究していただいて、もう一歩進んだ検討をしていただくわけにはいかないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君）　今ほどのことでございます。県の方の補助金、いわゆる運営に対する手を挙げる方が多くて、なかなか該当しないという声も聞いてはいるんですけれども、議員ご指摘のとおり、さらに調査を進めて、今後の展開なども踏まえながら、検討の一つの中に入れていき

たいと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　ありがとうございます。ぜひ、積極的に研究をしていただきたいと思います。

もう１点なんですが、グループホームについて計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の見直しを今年度されてると思うんですけれども、本人と家族の生の声をやはり聞き取って計画に生かしていっていただくのが一番大事かと思います。先ほどの答弁では、グループホームを利用されている方との接点がないということでございましたが、ここはやはり行政として、接点を自分たちの方から持っていっていただいて、具体的な調査をしていただきたいというふうに考えておりますが、どのような方法を検討されますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君）　今回のニーズ調査についてですが、基本的には紙ベースでの調査を考えておりました。しかし、支援員さん、障害者のサポートしていただいてる支援員さん、村の関係者、社会福祉協議会さんの方々には、対面で直接そのニーズを聞き取るようにお願いしているところでございます。また、具体的な内容などについてはまだまだこれから詰めるところではあるんですが、そのようにして直接の声を聞きたいと思っておりますし、グループホームや施設入所者などについては、今後また考えて、声を聞ける機会をつくっていきたいと思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　大変ありがたいお声を聞きました。やはり直接会って面接して生の声を聞くということが、紙ベースでニーズ把握をするよりも、もっともっと本当の気持ちを聞ける方法だと認識しております。以前相談員もしておりましたので、相談員として考えた場合にそれが一番いい方法ではないかと考えておりますので、ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思います。

それでは、もう一つ質問させてください。再質問お願いします。

実際に先ほど加藤和泰議員からもありましたけれども、高齢者の高専賃という住宅という話も出ておりましたけれども、高齢者、障害者、地域格差があるというのは、介護保険上はもうほとんどサービスがそろっておりますので問題はないかと思うんですけれども、障害者の方のサービスがやはり関川村には少なくて、これがやっぱり地域格差として見られているところではないかと思います。実際、障害者の方が希望とする地域生活を営むために遠くのサービスを利用するということは、選択肢が少ないということでございます。遠方で仕方なく利用せざるを得ないんでしょうけれども、そこには待機とか待機の問題や、それから送迎、交通の問題等も発生してくると思いますので、その解決策として、関川村は訪問系サービスと地域活動支援センターⅢ型というものしかありませんので、そういったことを踏まえて、地域格差是正のための何か方法を少し考えていただきたいんで

すが、具体的に何か考えはありますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　今ほど地域格差というお話をいただいてますが、冒頭の加藤議員とは逆と言いましょうか、むしろ加藤委員はもっと連携をしなさいということをおっしゃってました。私もこのグループホームというのは民間の経営で成り立つわけですから、当然関川村にそういう企業が入っていただいて、そういった方々のニーズをしっかり受け止められればいいんですけれども、なかなかそこが難しい中で、どこまでを地域格差と呼ぶのかと。例えば遠いから大変だというときに、それは坂町まで行くのは遠いのか。あるいは新潟まで行くのは遠いのかと。私の母親が入所したときに、私の頭の中では新発田町まではいいだろうと。なぜかというと、年寄りですから、話をしたときに新発田町までなら方言がお互いに通じるだろうと。新潟を越していくと、同じ施設に入ってても会話がしづらいだろうと。というようなぐらいの圏域を一つのイメージをしていました。なので村で全てのものをフルセットで持てばいいのは分かるんですけれども、そこは様々な連携も進める中で、連携して施設を利用するときに何が問題で、それをどういう形で支援すればいいのかということも併せて考えていかないと。自治体としての運営も持続可能な運営にならないんじゃないかと。そういった視点も必要ではないかと思っておるところです。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　村長の答弁の言うとおりな部分もあります。確かに連携していかなければいけないところもあるかと思うんですけれども、そんな中でも、ここまでだったらできるよと、サービスを増やしていけるよというところを研究していただきたいのが、やはり障害の方を持たれる親の介護者の方の願いでございます。交通弱者と先ほど申し上げましたけれども、親の方が運転できなくなったり、公共交通機関も使えなくなったりというような状態が生じることも想定した場合に、やはり近くにそれなりのサービスがそろっていれば、それに対応できるということを踏まえまして、地域格差と申し上げた次第でございます。まず、家族の声を一番大事にしたいので、その辺を十分に吟味していただきまして、村でできる限りの対応をしていただければありがたいと思っております。これで、２つ目の質問を終わります。

○議長（小澤　仁君）　答弁いらないですか。

○２番（加藤つや子君）　答弁は結構でございます。

○議長（小澤　仁君）　加藤つや子議員の質問を終わります。

それでは休憩します。11時10分まで。

午前１０時５８分　　休　憩

午前１１時１０分　　再　開

○議長（小澤　仁君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問順次３番、10番鈴木紀夫さん。質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君）　10番鈴木です。私からは、村内における危険木の伐採に対する支援、補助制度の創設について質問させていただきます。

強風や局地的な大雨、さらには豪雪などでいつ倒木してもおかしくない危険木の存在が、住民の安全を脅かしています。特に民家や通学路、避難路に隣接する私有地内の巨木や枯れ木は一たび倒壊すれば、家屋の損壊や人身事故、道路の寸断、さらには電線切断、断線による大規模停電など、二次災害をもたらす危険性を秘めています。桜の木100年問題や倒木による人身被害が発生しています。幸いにして当村では、集落への熊の誘因を防ぎ人身被害を防止するという観点から、放任果樹伐採補助金を新設されました。この先進的な取組は、地域の安全、安心に大きく寄与するものであり、高く評価するものです。しかし、その一方で、住民からは、果樹ではないが、家の裏山にある大木が倒れそうで怖い、高齢で自力では切れず、専門業者に頼む莫大な費用を出せないといった理由による危険木に対する不安の声が寄せられています。熊対策としての伐採を住民の命を守る防災、減災の領域にも一歩拡充すべきではないでしょうか。

このような観点から、以下２点について質問します。

１、新設された放任果樹伐採補助金について、これまでの申請状況や住民からの反響、見えてきた課題について伺います。

２つ目に、熊対策の補助金がある一方で、同じように危険を感じている枯れ木や巨木の処分に悩む高齢者世帯などが、制度の対象外として取り残されている現状があります。住民の安全をひとしく守るため、熊対策の仕組みをベースにしつつ、対策の対象を倒木の危険がある樹木にまで広げた、防災のための危険木伐採補助金を新たに創設、あるいは既存の制度を包括的に拡充すべきと考えますが、村長の見解を伺います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、放任果樹伐採補助金に対する申請状況等についてでございますが、村では今年度、国の補助事業を活用して、住宅街に熊や猿などの有害鳥獣を引き寄せる放任果樹の伐採に取り組むこととし、去る５月１日に区長会議におきまして制度概要を説明をした上で、６月の広報せきかわの配布に合わせて、回覧文書等により住民に制度内容をお知らせをしたところです。現在10数件の問合せをいただいておりますが、承知したばかりでございまして、まだ実績はございません。

次に、危険木伐採支援補助金の創設についてでございます。個人所有の樹木の管理は土地所有者または管理者の責任において対応していただく、このことが原則ですが、放任果樹については、熊被害対策としての緊急性などから、村が実施主体となって行うものでございます。その際には、伐

採の必要性などについて優先順位をつけながら実施することとなります。危険木につきましては、危険の程度にも幅があろうかと思いますが、基本的には村が直接伐採することは考えておりません。危険木の伐採に対する補助制度の創設についてでございますが、危険木の対象範囲や補助要件の設定はもちろんのこと、危険の判定をどのようにするのかなど難しい問題もありますので、まずは他の自治体の取組など、危険木に対する対応について参考になる事例があるか調べてみたいと思っているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　ありがとうございました。

今朝の新聞でも報道していましたけれども、熊に関しまして、県内では8,747頭、どこで出た数字をよく把握してませんけれども、8,700頭はいるというような新聞に載ってましたけれども、今朝も広報で熊の出没の注意喚起が流されておりましたけれども、熊が、今年も非常に危険な状態にあるというようなことで、先ほど村長からの冒頭の挨拶にもありましたとおり、河川敷の対応だとかをされてるということで、本当にご苦労されてるなというふうな感じを受けております。熊に関しましては、昨年、一昨年と放任果樹があったことによって、それを餌にした熊が恐らく今年も出てきてるんだろうというふうに考えております。そう考えますと、今６月に周知させたということですけれども、私の地元の集落でもかなりの問合せが個人的に来ておりまして、恐らく今回当初予算で組んだ予算よりもはるかに超えるような応募が予想されます。この応募された放任果樹伐採の取り残された数は、今回どういった形で対応されるのかお教え願います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今まだ実績というか申請書は頂いていない状況なんですけれども、問合せの状況から見て、少し多く、予算よりも多く申請が上がってくるかと思っております。そのような中で、今年度は事業費100万円を上限として取り組んでおりますけれども、村長答弁にありましたとおり優先順位をつけて対応していくというところになります。今年度実施できなかった箇所につきましては、次年度以降もこの補助事業に取り組みますので、来年度以降に改めて現状を確認しながら要望に応えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　来年以降対応されていくということですので、今年の実績を見ながら、来年の予算どの程度まで増やしていくのかというのは、今後課題になるかとは思います。あと、放任果樹に関しましてもそうですが、補助金の対象外の放任果樹以外の大木、また枯れ木、これに関しては、今現在村では対応は考えていないというようなことでございましたけれども、今現在特に高齢

者の方が、巨木の対応がもうとてもできないと。家族がいてそれなりの所得がある世帯であれば対応できるんでしょうけれども、高齢者世帯で年金暮らしの方で、とてもこの巨木に対応できない。また、空き家だとか、誰の持ち物か分からないような土地の巨木、これもまた問題になっているところでございます。恐らく予算的な問題もございまして、それを全て対応するとなるのは少し難しいのでありますが、取りあえず、村内にあるそういった危険木に対する調査というのを今後実施していかなければならないなとは思っておるんですが、その辺で考えはあるかないか、お教え願います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　危険木の調査でございますけれども、その調査につきましても相当の金額がかかるのではないかと、具体的に見積りを取ったという実績はございませんけれども、例えば見た目でもう枯れているというのが分かる場合は、恐らくそんなにかからないとは思うんですけれども、葉っぱがまだ青い状態で幹の中がもう腐り始めてるとか、何ですか、以前、風で街路樹が倒れたというようなものはニュースでも出ましたけれども、あれも葉っぱが青い状態で幹が腐っていましたというような、そういうものもございますので、そういったものまで把握するとなると相当の金額がかかるのではないかと予想しているところでございますので、なかなか難しいのではないかと思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　確かに予算的な問題が出てくると思いますけれども、危険木の調査、予算また人員も相当なものがかかってくると。ただ、山形県の金山町に関しましては、あまり予算をかけずにする方法を一つ行っております。これが、住民と区長と連携した悉皆調査というものを行っておりまして、やはり地元の木は地元の方が一番よく分かるということで、区長さんから調査してもらうと。それを自治体と連携して行っていくというようなことをされております。関川村の規模的を考えてもこれが非常にマッチするのではないかと思っておりますが、こういった悉皆調査導入に関しての考えをお教え願います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　金山町の事例につきましては今ほど聞いたところで、初めて聞いたところでございますので、少しまたそのあたりの情報を確認して、検討、研究をさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしましても、村長の答弁にもありましたように、危険木を村でどう対応するかというところがまずありまして、それに向けた調査とかになってくるかと思いますので、そのあたりもある程度見据えて、調査はしたけれども村で何もしませんという、そういうわけにはいかないと思いますので、その辺総合的に研究をしていくべきかと思いますので、今ほどの金山町も含めて研究させていただければと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　しかしながら、危険木の存在に気づいて村が何もしないというのは、少しどうかと思うんですけれども、やはりある程度指導なり何か工夫なりを提案するなりして、やっぱり地権者には言っていかなければならないのかと思います。

私事前通告のところで、危険木についてですが、子供たちの通学路に関しての事前通告も少し書いているんですけれども、教育課の方では、通学路に関しての危険木に関しては把握されているのかどうか、年に何回か通学路の点検をされてるというふうに聞いておりますが、その辺の調査されてるかどうかをお伺いします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）　お答えします。危険木に特化したそういった危険調査は行っておりませんけれども、道路の危険状況というのを点検を行っておりますが、危険木を併せて調査してるというのは、行ってございません。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　同じ質問で、やはり当初の事前通告にしてあります、電線の断線、これも非常に危険な二次災害ではございますが、村では、マイクログリッドの電線を整備をしておりますけれども、埋設する部分に関しては倒木等大丈夫だと思いますが、表面に出てる電線、危険木で断線の可能性あるところがあるとは思いますけれども、そういった対応、把握はされておりますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　マイクログリッド整備の段階におきましては、危険木であったり、支障になる木については事前に学区になるところについては調査をさせていただいて、地権者の方には、口頭ではありますがお話をさせていただいてるところです。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　具体的な場所って教えてもらえますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　具体的な場所についてでございますが、中学校の元気坂を上がった場所、またそこから社会福祉センターに伸びるような場所、それから歴史とみちの館の方から小学校に向けて電線を延ばしておりますが、そちらの方を確認をさせていただいております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　ほぼほぼ通学路でございますが、教育課の方で把握はされてなかったということですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　通学に関係するところの状況把握はされていなかったということであり

ます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　今、危険箇所が分かったわけですけれども、中学校の元気坂の登り口、登り終えたところの角の非常に巨木が枯れておりまして、あれはいつ倒壊するか分からない。倒れると通学してる生徒が危険にさらされる。どういった対処をされるか、今考えられるところでお答えください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）　ありがとうございます。

今中学校の元気坂のところの一つ危険木があるということでありますので、まず実際に状況を把握をして、その危険木なるものの状態を見極めつつ、また対応していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　休憩します。

午前１１時２９分　　休　憩

午前１１時２９分　　再　開

○議長（小澤　仁君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）　ありがとうございます。対応の方法でございますけれども、例えば専門の業者の方から木の状態、それを調べていただいたりしながら、そして、それがやはり切らなければならないということであれば、また相談をした上で、安全確保のためにという形で対処していく必要があると考えています。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　私が調べましたら、切るのに85万円かかるそうです。とても高齢者独り世帯では対応できないということで、何とかできないものかというような相談をこの間ちらっと受けた状態でした。こういった本当に今後高齢者、また所有者不明のところのそういった木、やはり知らないというのはいけないと思うんですけれども、今後、把握の段階からしていくというようなことでまずはお願いしたいんですが、把握は今後されていかれるということでよろしいでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　把握の方もいろいろな方法があるかと思いますし、先ほど申し上げましたように、危険木というのが見た目だけで分からないという場合もありますので、どのような定義を持って危険木というかとか、そういったところも研究させていただきたいと思います。ただ、村長の答弁にもありましたように、原則は所有者の責任において処理していただくというのが大原則

でございますので、その辺とのバランスも含めて、暗に調査だけを行いますということではなくて、その先も見据えたところで行っていかなければならないと思いますので、そのあたりも含めて研究させていただきたいと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　調査、対応はしないけれども、調査も今後検討するというようなことでよろしかったですかね。やはり、地権者が対処するというのは基本原則だと私も思ってます。ただ、それを対処できないということで、何とか補助金なり、いい知恵があればというふうなことで思っております。特に民家ですとか、そういった密集地みたいなところの巨木というのは、いきなり倒すわけにもいかないものですから、重機なりハイライダーといった特殊作業車を入れて作業されるわけですけれども、非常に高額になるというのが分かっております。そこで、重機などを使わずに伐採する方法、特殊伐採という方法があるんですけれども、人が上から徐々に切ってくるっていう方法なんですが、これはなかなか取得が難しいというんでしょうかね、持ってる人も少ないですし、でしたら、こういった技術を推奨するような技術を取得に向けた対応というのも今後必要になるんだと思いますけれども、行政としてそういった取得に向けた対応はされていかれますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　ただいまの特殊伐採の技術の習得についての支援ということでございますけれども、様々な事業がございますので、いろいろと検討するところはあるかと思いますけれども、この危険木のためにというよりは、林業施策、森林林業の振興などの検討は十分考えられるかなと思っております。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　なかなか進まないような話で、本当は少しじれったいところがあるんですけれども、やはり先ほども言ったように地権者が対応するというのが基本ではございますが、ただ、今小さいうちに対応って多分できると思うんですよ、地権者が。巨木になる前に。そういったものの対応も、今からもう30年先40年先を考えて今からしておけば、次の世代が困るようなことにならないと思っております。そこで提案なんですが、この熊の果樹もそうですけれども、こういった危険木に対する対応の条例制定などするのが一番手っ取り早い方法なのかというふうに思っておりますけれども、そういった条例の制定というのは、今後検討されますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　私はほかの自治体で危険木の条例制定は承知しておりませんけれども、条例を制定する云々ではなしに、やっぱり危険木をどうしていくのか、誰がしていくのか。たまたまそれで私思い出したのが、辰田新のお宮様のところに巨木があって、あれ倒れたら困るということで

募集をして集落で百何十万円出して、それをそれぞれの地域が何か区長さんが負担して伐採したと。でも百何万円で売れたというお話ありましたけれども、それぞれやっぱり地域の方々がどこが危ないかというは気になる方は多分分かっていると思いますので、ぜひ、例えば区長会議でもそうでしょうけれども、そういうのがあれば情報として私たちは知りたいなと思ってますし、それが個人なのか集落なのか、誰が対応するのかというのは考えなければならないので、今一律に条例を制定してという形では多分難しいと私は思ってます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　条例で前もって危険になる前に対応していけたらいい。条例がなくても、個人、世帯には、注意喚起というか対応を要請するというのは可能だと思います。そういった形でもいいので、行政の方で対応していただければなというふうに思っております。条例以外でもそういった対応というのは今後必要だと思いますけれども、どうしてもほっておくというわけにもいかないものですから、大変な思いをされる高齢者、住民がいないようなことを、今後行政が行っていけることを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（小澤　仁君）　これで10番鈴木紀夫さんの一般質問を終わります。

次に、３番川﨑哲也さん。大枠１問目の質問を許可します。

○３番（川﨑哲也君）　３番、川﨑です。通告に従いまして私からは大枠２つお伺いさせていただきます。

１つ目、住民主体の災害対策と村の役割について。

内閣府に設置されている中央防災会議は、過去の災害の教訓を踏まえ、防災方針を行政主導から住民自身が自らの判断で避難する住民主体（自らの命は自らが守る）へと根本的に転換しました。平成30年です。一方で、全国的な災害の多発化、激甚化、コミュニティー意識の希薄化という課題と、村では地形的なリスクや少子高齢化などの課題もあります。災害対策は、住民主体が基本であっても住民任せではなく、これまで以上に村と住民の連携、村による支援が重要だと考えます。住民主体の災害対策を進めていくための行政の役割と責任について４点伺います。

１つ目、集落や地区単位でつくる地区防災計画及び個別避難計画の策定や見直しを村はどのように支援しているか。

２つ目、集落の自主防災組織の強化や防災士の育成を村はどのように支援しているか。

３つ目、村内の小中学校でどのような防災教育を行っているか。

４つ目、土砂災害、風水害リスクの軽減には森林整備による森林機能の再生が重要と考えるが、村の考えは。

以上４点、よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　川﨑議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに地区防災計画及び個別避難計画の策定見直しに対する村の支援についてです。村ではホームページに集落防災計画の策定マニュアルを掲載するとともに、作成や見直しの際には村の防災専門官が相談に乗っているところです。個別避難計画につきましても、策定の際相談に応じるとともに、自主防災組織が作成した素案を村で確認し、本人などから同意を得た上で、介護や障害の状況など、要支援者情報を村で補足をしております。

次に、自主防災組織の強化や防災士の育成への支援についてでございます。村では、社会福祉協議会に委託をし、自主防災組織などを対象にした防災・ささえあいマップ作り研修集会を毎年開催をしております。これは、自分たちの住む地域の危険箇所や避難所、支援を必要とする人の有無などを確認し、平時からの支え合いづくりや行政などとのネットワークづくりを目指すもので、このことにより自主防災組織などの強化が図られるとともに、防災士の育成にもつながるものでございます。あわせて、防災フォーラムの開催は、村民の皆様はもちろんのこと、自主防災組織や防災士にとっても有意義な機会となっております。また、ハザードマップによる危険箇所やその対応について説明する出前講座や集落の防災訓練への職員の派遣など、自主防災組織等の運営支援を行っております。防災士の育成につきましては、資格取得に向けた試験対策について指導しているほか、取得に必要な費用の助成を行っております。また、防災士を県防災リーダーへ推薦をしたり、防災訓練の際に防災講話の講師をお願いをしたりするなど、活躍の場を提供し、育成に努めております。

３点目は教育長答弁ということで、４点目ですけれども、土砂災害、風水害リスクの軽減における森林整備の重要性についてでございます。村は昭和42年と令和４年など、これまで数度にわたり豪雨災害を経験をしており、大雨によって、山林などの土砂が農地等へ流出することで大きな被害を受けてきました。議員ご指摘のとおり、森林の健全な機能が保持されることで、表層崩壊や土砂流出が抑制され、被害の低減につながるとされております。村では、適切な森林整備による森林の健全度の向上は、地域の安全、安心を守る上で大切な取組と考え、積極的に国、県の補助事業に取り組み、森林事業体による森林施業が促進されるよう必要な施策を実施しているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）　それでは、続いて小中学校での防災教育についてお答えをいたします。

関川小中学校では、自分の命は自分で守るを念頭に防災教育の全体計画を作成し、地震、火災、水害、雪害など本村の地域的特性や子供の発達段階の特性を踏まえながら、年間指導計画に基づき体系的な防災教育を実施しております。具体的には、小学校では、地震、火災、不審者を想定した避難訓練を年３回、警察や消防署等と連携して実施しており、子供たちは真剣な態度で臨んでいること。また、毎年２学期には児童引渡し訓練を実施し、保護者と連携して指導を行ったり、村の防

災専門官からお話を聞いたりする機会を設け、防災意識の高揚を図っているという報告を受けております。中学校では、新潟県防災教育プログラムを教材とし、中でも、例年避難指示が出る洪水に対する学習を重点的に進めております。また、災害が起きたときに自分がどう行動するか、あらかじめ決めておくマイタイムラインを作成しております。このほか、羽越水害の教訓から学ぶ、大したもん蛇祭りへの参画、起震車体験、ＡＥＤを用いた心肺蘇生の実技講習など行っております。

一方、教育委員会は気象災害に関して、刻々と変化する気象状況の対応が遅れないように避難レベルに応じ、学校と連携しながら子供の安否確認を含め迅速に行うよう管理職に指導しております。また、今年度は水難事故防止の啓発のために河川の危険箇所を記したデジタルマップを作成し、保護者、地域に安全を呼びかける予定でございます。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　ありがとうございました。

まずは、行政の方におかれましては、昨今多発する毎年のように豪雨がある中で、その対応や日頃の備えに感謝しております。今回、私が防災について質問させていただきますが、防災と一言で言っても、平時の備えから発災時の対応、それから避難所の運営、それから復興、復旧、インフラ整備とか多面的な分野がある中で、今回は住民の平時の備えにおける村の責任、役割についてお伺いしたいと思います。

まず１点目、地区防災計画及び個別避難計画についてなんですが、計画の策定や更新の際に専門官が相談に乗っているということですが、実際には計画の策定とか更新が困難な集落もあると聞きます。その理由というか、事情、それぞれにあると思いますが、そういった集落に出向いて原因を伺って、計画の策定とか更新をサポートするなり、そういう形で住民の防災力を高めることも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　自主防災計画ということに限ってではございませんけれども、土砂災害の危険性のある集落ですとか、あるいは浸水被害のある可能性があるというような集落を今重点にして、集落の方から出前講座の申込みがなくても、こちらからそういった講座があるのでいかがですかというようなことで呼びかけを行って、講座を開催したという集落もございます。また、自主防災計画の策定のない集落においても、今後そういった、優先度と言えばよろしいでしょうか、そういうものも考慮しながら、同様に呼びかけをして計画づくりなどを進められればいいかと思っておりますので、今後またそういったところで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　では、今実際に計画ができてないところとかに、計画ができない原因や、難

しい状況とかを把握するように出向いていったりしていることはありますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　出向いて、なぜ計画をつくっていないのかというそこまでの確認というのは行っておりません。どちらかというと、計画をまだつくっていない集落については、つくっていただきたいということで、区長会議などで、呼びかけと言えばよろしいでしょうか、お願いをしているという状況でございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　例えば集落が小さく世帯が少なくて、なかなかこう計画がつくりづらいところもあるかと思うんですが、地区防災計画のこの地区の範囲は、自分たちで決めることができるらしいんですけれども、例えば近隣の集落と一緒になってつくるとか、そういうことは可能でしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　集落単位という決まりはございませんので、複数集落が集まってということも可能でございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　では、今、計画をつくってないところで、例えばその理由が世帯数が少ないとかそういう理由があるようであれば、行政の方から、一緒にほかの集落と一緒につくろうということを促していただくのも一つの方策かと思います。

次は、防災士に関して質問です。

防災士の育成に関しては、村としては、資格取得経費の助成をしているということなんですが、まず、それ以前にこの村で防災士になって何をするのかということが具体的に分からないと、成り手というんですか、申込みもないと思います。今、村の方で防災士というのは具体的に何をしているのか、村ではどんな役割を期待しているのかお教えください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　防災士に対する何をしているかというところと期待というところで、どちらも同じものになりますけれども、集落ですとかその地域において、やはり防災の先導役と言えばよろしいでしょうか、防災士イコール区長さんという場合ですとリーダー役になるかとは思うんですけれども、リーダーとしての区長さんをサポートするような役目ですね、そういうところを期待して、そのために防災士として知識を学んでいただきたいというところを期待してるところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　防災士の役割は区長であったり、自主防災組織のサポートというか主導、リ

ーダー的存在ということですが、それと具体的に何をするのかよく分からなくて、その成り手も少ないのではないかと私は考えています。先ほど答弁の中には、講演会の講師としてお願いしているということもお話されてましたけれども、そのほか、今防災士が行っている活動がありましたら教えてください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　村でお願いして防災士に何か活動してくださいということは、現在のところ、防災訓練のときの講師でございます。先ほども申し上げましたように、集落ですとか地域で防災の知識があるということで、自主防災計画の策定ですとか、見直しなど、そういったところでいろいろとアドバイスと言えばよろしいでしょうか、決定権というわけではございませんので、その知識で、例えば避難ルートはここを通ったほうが安全だとかですね、そういうふうなことでいろいろと、話や提案をしていただくということになろうかと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　では、防災士の活動に関しては個々の判断によってということでしょうか。一つ具体的な防災士の活動の例をこの前テレビで見たんですが、町のお助けインフラマップというのを作成して地域の方に配るということを防災士の方が行っておりました。お助けインフラというのは非常用給水所であったり、災害用電源とか無料Ｗｉ－Ｆｉスポットとか、あと自治体と協定を結んでる企業、避難所になり得る企業とかをイラストにして、その方は地域住民に配るという活動をされてるようでした。それで、この防災士の活動に関してなんですが、関川村の方では、近隣市町村のように防災士会を設立する予定というのはあるでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　防災士会につきましては、防災士の中から、たしか昨年だったと思うんですが、つくらないかということで防災士の皆さんに呼びかけをされた方があったんですけれども、賛同される方が少なかったので、会がつくられなかったというふうには聞いております。村の方で必要性が出てきましたら、村の方で音頭を取るということも今後考えていきたいとは思っております。また、この質問の前段でマップづくりというふうなことで、議員、報道で見たということでございますけれども、関川村の場合はそれが小規模ではございますけれども、先ほど村長の答弁にもありましたささえあいマップづくり、それが集落単位で、どこに何があるのか、インフラですとかそういうものですとか、あるいは補助をしなければ避難することができない人がどこにいるのかというようなことを地図に落とすというようなものでございますので、同様の取組は村でも行ってございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　ささえあいマップづくり、社会福祉、社協さんがやってるということなんで

すけれども、であれば、なおのこと防災士の役割がよく分からなくなってくるんですけれども、ふだん村の方では村内の防災士の方々とコミュニケーションというか連絡というのは取り合っているんでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　防災士と何か定期的に連絡を取り合うということは行ってございません。

なお、そのささえあいマップづくりは、防災士のいる集落であれば、防災士の方も出てきてそのマップづくりに、先ほど申し上げたように、いろいろと助言、このルートが安全ではないかとか、避難ルートを決めるということで、なかなか村で地域の各集落の状況を詳細分からないこともございますので、地元に詳しい防災士がいると、マップづくりであっても非常に役立つと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　承知しました。

議長すみません、通告にないんですけれども、消防団の活動についても聞いてもいいでしょうか、防災士との関係で。

○議長（小澤　仁君）　どうぞ。

○３番（川﨑哲也君）　先ほどから防災士の役割が曖昧だという話をしてるんですけれども、消防団の第４分団についても、何か同じような活動されてるんじゃないかと思うんですが、村として第４分団というのはどういう役割の位置づけなのか。それとあと、平時の備えとかどんなことを活動をされてるんでしょうか、第４分団。

○議長（小澤　仁君）　川﨑さん、一問一答で。今の質問全然構わないんだけれども、これとこれっていうのなくして、一問一答でお願いします。もう一回。

○３番（川﨑哲也君）　第４分団の活動についてはどのような役割を期待してるんでしょうか、村として。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　消防団の第４分団につきましては、炊き出しですとか、あるいは救護。看護師の方も登録いただいておりますので、救護などを期待して組織しているというところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　承知しました。村全体の防災力強化のために、第４分団であったり、防災士であったり、自主防災組織、それから村、それぞれに役割分担は大事なんですけれども、一方、日頃の連携とかしっかり取って、お互いの役割を明確にしていく必要があると思うんですけれども、関係団体との日頃のコミュニケーションこれで十分だとお考えでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　何をもって十分かを線を引くわけにはいきませんので、日々、今よりもさらに連携ですとか、結びつきを強くしていくというようなことを考えて、防災訓練などでもそういう仕掛けをつくっていければというふうに考えているところです。議員の質問からすると十分ではないというところかもしれないんですけれども、ただやはりいきなりということも難しいと思いますので、村としてはお互いの連携が図っていければいいと考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　それでは、先ほど一昨年、自主防災組織を作ろうとしたんだけれども、何らかの課題があって、実際には立ち上がらなかったということがありますので、その方と連絡を取って、設立に向けて、もっと一緒にどうしたら動いていけるのかとかをお話ししていただければと思います。

続いて、小中学校における防災教育についてお伺いしたいと思います。

答弁をお聞きしまして、思った以上に、防災教育というのは小学校、小中学校で行われているんだなと感心しました。できれば、その学校での学びを地域、地元に還元していただきたいんです。防災教育で学んだことを家族とか集落の自主防災組織の人と共有したり、地元の子供たちが地元の防災計画を確認したりとか。あと中学生であればもう防災活動の担い手にもなり得ます。例えば、防災タブレットの使い方、先ほど加藤つや子議員からありましたけれども、なかなか高齢者の方で使いづらいという方もいらっしゃるので、中学生とかであれば、タブレットとか上手ですので、高齢の方に説明してあげたりとか、それから、実際に危険、避難指示とか起こりそうなときには安否確認とかの声がけとかも中学生であればできると思うんです。そういった感じで、学校での防災教育が地域にも、地域であったり家庭でも還元されるような仕組み、そういうのをお考え、いかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）　ありがとうございます。今ほどのご指摘、非常にありがたいなというふうに思っております。子供たちが防災の学習を通じながら、自分自身の安全確保はもちろんですけれども、高齢者や幼児、そういった地域の人たちを助ける行動の担い手としてまた活躍できるように、また学校と相談しながら進めていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　続いて、大枠の最後の質問になりますが、森林整備による治山、治水事業に関しての再質問となります。

森林整備となると、国とか県とかも関係してて、村が独自でできることというのはなかなか限られてるとは思いますが、大がかりな事業をしなくても、森林の防災機能、国土強靭化機能を高める

ことは十分可能です。要は、森林の保水力とか、土壌の固着力というんですか、根を張って、土壌をしっかりつかむ機能、それを高めるようなことは森林施業でできます。例えば、根張りの良い広葉樹を植えるとかそういうことも一つの手法です。それと、災害に強い森林づくりというのを専門で行っている業者さんがあります。林業とか、土木の視点を入れて森林施業を行っております。今会社というか企業も全国いろいろ回っているようなんですが、実は10年ぐらい前にも関川村に来ていただいて、ところどころの山を見てもらって、土砂崩れが起きやすい場所とか、その可能性とか原因とかを教えていただきました。専門家の方を呼んで、自主防災組織とか防災士、それから消防団の方々と一緒に危険箇所を見回って勉強会を開くとか、一人一人、森林、木の再生するためにできることを少しずつでも進めていけたらと思うんですけれども、企業を呼んで関川村の危険箇所を見てもらうとか、勉強会、講習会ということは考えていただけないでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　ただいま議員からのご提案、大変興味深く伺いました。村の方では防災の部分もそうなんですけれども、まずは森林管理といったところからご紹介いただければ、いろいろとお話、相談をさせていただけるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　防災に関しては、様々な観点から準備が一番大事だと思いますし、やっぱり地域の自助、共助のために日頃の地域の方々とのつながり、コミュニケーションが大事だと思いますので、それをぜひ進めていっていただけたらと思います。これで大枠一つ目の質問を終わります。

○議長（小澤　仁君）　川﨑議員の一般質問の途中ですが、休憩を挟みたいと思います。13時15分まで休憩します。

午後０時０５分　　休　憩

午後１時１５分　　再　開

○議長（小澤　仁君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

３番川﨑哲也さん。大枠２問目の質問を許可します。

○３番（川﨑哲也君）　３番川﨑です。続きまして、せきかわ出前講座についてお伺いいたします。こちらは追跡の質問となります。

令和６年９月定例会議にて私の方から提案しました出前講座について、令和７年８月、村はせきかわ出前講座として開講しました。住民が行政の取組や制度を学び、暮らしの向上や課題解決に積極的に参加することは、これからの村づくりには重要であり、その意識を高めるせきかわ出前講座の役割は大きいと考えます。

同講座の運用状況について２点質問します。

１つ目、講座や、その目的をどのように住民に周知しているか。

２つ目、令和７年度の実施実績を踏まえ、課題の検証や講座運用の見直しを行っているか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）　川﨑議員のご質問にお答えをします。

まず、１点目の講座や、その目的をどのように住民に周知をしているのかについてです。せきかわ出前講座は、村民が生活に身近な村の行政など様々な分野について学ぶ機会を提供することで、行政への関心を持ち、地域づくりや地域の課題解決に主体的に参加する機運を醸成することを目的に、令和７年８月から開講しております。講座の周知につきましては、講座の目的や利用方法、メニューなどを村の広報誌やホームページに掲載し、広く村民の皆様へお知らせしております。現在は乗り合いタクシーえぶり号の紹介や、村の財政の仕組みと見通しをはじめ12の講座を用意しており、地域の集会や各種団体の学習会などで活用していただけるよう周知を図っております。

次に、２点目の令和７年度の実施実績を踏まえ、課題の検証や講座運用の見直しを行っているかについてです。令和７年度の実施実績は、防災説明会が６回、乗り合いタクシーえぶり号の紹介、有害鳥獣被害対策、村の財政の仕組みと見通しが各１回で、合計９回、延べ144人の皆様に受講いただいております。出前講座は開講から間もない事業であることから、まずは、制度の周知と利用促進を図ることを重点として取り組んでまいりました。課題検証につきましては、出前講座は、教育課生涯学習班を窓口として、申込み状況や実施状況を取りまとめるとともに、担当課とも情報共有を行っております。

現時点で運用上の大きな支障は生じておりませんが、取りまとめ課である教育課において、利用実績や各担当課からの意見等を踏まえながら、必要に応じて講座内容の充実やメニューの見直し、新たな講座の追加など、各担当課と情報を共有しながら、年１回実施しております。令和８年度はこの見直しの結果、新たに確定申告に関わるもの、議会の仕組み、という２つの講座を追加しております。今後も出前講座の周知に努めるとともに、その内容の充実を図り、より多くの村民の皆様に活用していただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　ありがとうございました。

せきかわ出前講座なんですが、令和６年９月の私の一般質問の後、村長の方からすぐに各課、それから担当課に声をかけていただいて、せきかわ出前講座として制度化して実現したということで、迅速で真摯な対応にまず感謝を申し上げます。提案した私としても、この制度を出前講座を住民の方に十分活用していただいて、ご自身のよりよい暮らしであったり、村づくりに生かしてもらいた

いと考えております。

まず、質問１つ目の、講座やその目的をどのように住民に周知しているかに対する答弁として、広報誌やホームページなどに記載しているということなんですが、それは私も承知しております。一方、住民の方に直接、このせきかわ出前講座というのがあるんだけれども知っているかというふうに聞いても、なかなか知っていると答える人に会ったことがありませんでした。今月の村の広報誌にも出前講座の案内が載ってたので、今は少しは周知されているかもしれませんが、広報誌やホームページだけでの周知というのは不十分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　お答えいたします。

これまでの周知方法につきましては、議員ご指摘のとおり村の広報誌や村のホームページを中心に行っておりましたけれども、今後はより多くの村民の皆様に知っていただくため、冬に区長会がございます。区長会での周知ですとか、チラシの世帯回覧ですとか、地区集会所や公共施設にチラシを掲示するとか、そういった形で複数の手段で周知の強化を図れないかということで今検討をしているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　ありがとうございます。

ＳＮＳの活用についてはいかがでしょうか。若い世代はもうネットで情報を得ますので、例えば村の公式ＳＮＳなどを使って、検索しなくても、せきかわ出前講座というワードを検索しなくても、今ホームページの方で、村のラインか、村のラインの方でイベントのお知らせとかが流れてくると思いますが、そんな感じでＳＮＳを使った出前講座の周知というのはいかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　村のラインの活用とかも、私も検討してるところなんですけれども、今村のラインの運用の基準を、私もこれから勉強して、そういったものも活用の一つにはなるのではないかと考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　承知しました。

では、このせきかわ出前講座の周知についてはこれで終わりますが、次に、利用促進に関しての再質問をしていきたいと思います。

まず、この出前講座が住民に周知されたら、次は住民の方々に参加してもらいやすい、講座参加の敷居を下げるような取組が必要かと感じています。総務省とか国際的な学習態度、学習状況の統計とかによりますと、日本人が業務以外のことを学ぶ時間というのは、先進国、そしてアジア各国の中で一番低いそうで、要は大人が一番学ばない国という評価を得ております。日本人にとって、

仕事以外のことを学ぶということがそもそも敷居が高いのではないかと感じています。ですから、出前講座を自ら企画して、そして人を集めて申し込むとなると、なおさらこれはハードルが高いということを私は感じています。このように、大人があまり勉強するという習慣を持たないこの社会状況の中で、やっぱり関川村においては、行政が出前講座のメニューを提示して申込みを待つだけではなくて、住民が参加しやすいように積極的に働きかける、声かけしていくことも必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、講座内容の見直しですとか、メニューの追加につきましては、これまで担当課の提案とか意見を中心に行ってまいりました。ただ、やっぱり、こちらからのメニューの提示が果たして住民のニーズにマッチしているかというところもありますので、今後は受講者にアンケートを実施して、村民の皆様から直接いただいたご意見等も踏まえまして、講座内容の充実を図れないかということで今検討しているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　参加者からのメニューを出してもらうということで、それはすばらしい取組だと思います。あと、この出前講座の参加の敷居を下げるという意味で、私の提案なんですが、講座メニューのタイトルを工夫するということも考えられると思います。行政でよくある、何々の仕組みとか何々制度、何々対策というのは、堅苦しくて参加しづらいなというのはあるかと思います。その講座を学ぶことで自分は何ができるようになるのか、それが自分にどのように関係があるのかということをイメージできやすいようなタイトルにすることで、住民参加を促せると考えています。例えば、村財政の仕組みと見通しとありますけれども、なかなか一般の人が聞いても難しい単語ですので、例えば、本当に大丈夫村のお財布事情、とか、防災説明会であれば、大雨の夜、あなたはどうする。災害時の命の守り方など、住民が自分ごとと捉えられるようなタイトルがいいと思います。実際の講座名を各担当課で話し合う中で、行政の方から住民に自分たちが何を伝え、講座を学んでどう活用して欲しいのかと。担当課の中で再認識にもなると思いますので、ぜひこのタイトル工夫についても、年１回情報共有をしているということなんですが、年１回と限らず集まっていただいて、時々こうタイトルの工夫とかも含めて検討できないでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　また、確かに住民が興味を持ちやすいようなタイトルというのも一つ大事ではないかと思いますので、内容を担当課から中心に聞いておりましたけれども、今議員がご指摘されたようなタイトルなども含めまして、皆さんで情報共有を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小澤　仁君）　課長、回数の方は。年１回にとらわれずという。教育課長。

○教育長（津野庄一郎君）　回数につきましても、年１回に限らず行いまして、情報共有を図り、改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　ありがとうございます。

令和６年の私の一般質問、追加出前講座の提案に続いて、今回の質問、様々な提案に対しても前向きに検討してくれるということで、ありがとうございます。このせきかわ出前講座は、関川村の教育理念である、ふるさと関川を愛し、誇り、そして学び続けるひとづくりを実現する重要な取組の一つであると私は感じていますので、今後のこの講座の盛り上がりを期待しております。

以上で、私からの一般質問を終わります。

○議長（小澤　仁君）　これで、３番川﨑哲也さんの質問を終わります。

次に、７番髙橋正之さん。質問を許可します。

○７番（髙橋正之君）　７番、髙橋です。このたびも、今頻繁化しております有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

今年に入ってから６か月を迎えておりますが、冬の時期から、熊の出没情報が頻繁化しております。ほかの県では、町の繁華街に出没し、人が襲われてけがが出たり、大変な騒ぎになっておりますが、本県でも本村でも出没の情報が出ております。村民が安全、安心して暮らせるような有害鳥獣対策をしっかり行っていかなければならないと考えております。

そこで、次のことについて質問をさせていただきます。これは鈴木議員と重複するところもあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

集落内の立木や、集落付近の林など、Ｊ－クレジット制度を使って処理することはできませんかという質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　大枠なのでずっと３番までお願いします。

○７番（髙橋正之君）　２点目。追跡質問になります。昨年の12月定例会で、ガバメントハンターの養成について伺い、しっかり進めるとの回答をいただきました。その後どのように進んでいるのかお伺いをいたします。

３点目、ジビエの解体処理場については、昨年12月に場所の選定が決まりましたが、その後どこまで進んでいるか、また、完成予定はいつになるのかお伺いをいたします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　髙橋議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、立木や集落付近の林などへのＪ－クレジット制度の利用についてのご質問でございます。森林Ｊ－クレジット制度は、間伐や植林といった適切な森林管理によって吸収固定された二酸化炭

素の量を国がクレジットとして認証し、温室効果ガスの削減量、吸収量を売買できる制度でございます。したがいまして、将来にわたって適切に管理することが求められておりますため、まずは村有林をＪ－クレジット制度の対象としてスタートをしたところでございます。単なる木の伐採は同制度の対象にはならないものであります。

次に、ガバメントハンターの養成の進捗状況についてですが、昨年の12月議会で答弁しましたとおり、国県の動きとは別に、村では集落支援員制度を使ったガバメントハンターを設置できないか、専門的な団体にも相談してきたところでございます。また、猟友会会員の中から集落支援員として活動していただけないか、猟友会とも相談をさせていただきました。しかしながら、いずれも適任者が見つかるめどが立たなかったということで、今年の３月から地域おこし協力隊員の募集を行っているところでございます。引き続き、地域おこし協力隊員の募集を続けながら、集落支援員の制度の活用も含めて、担い手の確保に努めていきたいと考えています。

次に、ジビエ処理場整備の進捗状況のお尋ねです。ジビエ処理場については、猟友会が主体となって、保健所などと相談をしながら施設の整備計画を作成しているところであり、村は調整役となっております。また、猟友会では、他自治体の施設を視察するなど、実際の運営上の視点で再検討を行っており、設備関係も含めて概算経費が見えてきたところです。中東情勢の悪化から、建築資材も入りにくい状況ではありますが、猟友会ではなるべく早く整備したいとの意向であり、村としても、これに積極的に協力をしていきたいと考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　ありがとうございました。

Ｊ－クレジットは、伐採はこの制度は適用外だというお話でありましたが、それでは果樹木に対しては補助金があるんですけれども、立木や林、それについては補助金は出ないものか。というのは、現在も、マラソンの練習のためだとか、これからまた駅伝が始まるわけですけれども、その練習のために村道や県道を使って練習をしていくわけですけれども、その界隈にある林などはやっぱり危険な立木や林だと思うんですけれども、その辺に対しては補助金を出すお考えはありませんか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　立木や林の伐採についての補助金ということですけれども、先ほど鈴木議員にもお話ししましたけれども、基本的に立木の伐採は個人の所有者がやるべきだと。それを全て村で何でも補助金出せばいいというものにもなりませんから、特に危険木の部分については問題意識を今持っています。誰がどんな形でするのかということの対応は、先ほども答弁いたしましたけれども、ほかの事例も調べてみたいなと思っています。ただ、熊対策の関係で整備することについては、もし、そういうメニューが国の制度等であれば、それは積極的に導入していきたいと思っておりますが、私まだその辺の詳細は承知しておりませんけれども。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　ありがとうございました。

先ほど村長の話にもあったとおり、河川敷の草とか重機でもって、ならしてるというか、整備しているという、そういうもう素早い対応、対策なんですが、立木や林も、去年からであって、今急の話ではなくて、やっぱり今せっぱ詰まってるというか、その有害鳥獣対策について。やっぱり出没回数が増えてるので、今通学する学生もそれこそみんなバスで通学してますのでそんな心配はないんですが、それにしても、通勤してる最中だとか飛び出してくる可能性もあるわけです。その中で、やっぱり道路にもう迫ってる林などは整備する必要があるのかというところからの思いで今お聞きしてるところなんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　髙橋議員。もう一度質問を整理していただいてよろしいですか。

○７番（髙橋正之君）　今、熊対策の中で、そういう危険な箇所を抜粋しながら整備していく考えはありませんか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　熊の生態について私も詳しいことは知りませんけれども、聞くところによると熊の通り道があるということなので、いずれにしても熊はもう都会まで、草があろうがなかろうが宇都宮市の町なかまで出てる。仙台まで出てるという状況なので、それを行ったら出てこないかといったらそれはなかなか難しい部分があるので、まずはその捕獲をするということが大事だと私は思っていて、今回も、国土交通省に要請はしましたけれども、捕獲するためのわなを設置をしてますし、もしそういう状況にあるところは、草刈りも必要かもしれませんけれども、わなを設置するということも考えなければならないと。その辺は私自身判断できないので、猟友会の皆さん、専門家にも意見を聞きながら対応していくべきかと思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　ありがとうございました。

そのように、猟友会と相談をしながら進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、２点目にガバメントハンターの養成の進捗についてであります。専門的な団体にも相談してきましたという回答をいただいたんですが、専門的な団体は県とかそういうところですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　専門的な団体の件でございますけれども、具体的には県内にうぃるこさんという専門に有害鳥獣対策の知識を持った団体がいらっしゃいますので、そちらの方に相談をさせていただいておりました。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　そうすると、うぃるこさんとか、そういう専門的なところから紹介をいただくというような話も進んだわけですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　実際にはどなたか紹介していただけないかというような話もしましたけれども、年度末ということもありましてなかなか該当者がいなかったという状況です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　ありがとうございます。

猟友会と相談しながらという話もありましたけれども、猟友会にも適任者がいなかったというようなことで、人員不足というようなこともあろうかと思うんですけれども、今はそれこそ地域おこし協力隊だとか、集落支援員だとかという話で進めておられると思うんですけれども、その担い手の確保に努めたいと思うと言われてますけれども、それはいつになるかも分からないわけですかね。いつ頃までをめどにしてとか、なかなかできないわけですかね。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　これは相手方もあることですし、いつまでというのはなかなか言えないところでございますけれども、なるべく早く募集していただけるように、いろいろ募集方法も考えながらしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　ありがとうございます。

なかなか、多分協力隊だとか支援員だとか、ガバメントハンターが出てこない限り、課内でも大変だと思うんですよね。今年どうなるか分かりませんけれども、みんな農林課の中で処理しなきゃならないというのもあろうかと思うんですけれども。役場庁舎内で皆さんが対応しなければならないというときになるとなかなか大変なのだと思うので、これもやっぱり早い対応や対策が必要なのかと考えるんですけれども。いずれにしても、来るまで待たなければならないということであれば、これもいつになるか分からんという考え方ですかね。

○議長（小澤　仁君）　今お答えいただいたとおりです。髙橋さん。発言ボタンをお願いします。

○７番（髙橋正之君）　それでは次に、ジビエについてお話を伺いたいと思いますが、昨年それこそ12月に場所は選定が決まったわけですけれども、早く整備したいというふうにお話がありましたけれども、それは今見積り段階で遅れてるというか、進んでないという状況下にあるんでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　ただいま議員ご発言のとおり、その見積りが出てくるところを今待っているというところでございます。見積りと併せて、事業どのぐらいの処理量かも含めて今後検討さ

れていくものというふうに思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　確かに、今それこそ戦争のさなかで、建設資材も高騰しながら入りにくい状態でもあるんですけれども、状況いかんによってはいつになるか分からんというような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（冨樫吉栄君）　中東情勢の関係につきまして、資材が入りにくいと言った件も含めて、今猟友会さんといろいろと相談をしながら事業を進めるようにしているところでございます。いつというのはなかなか言えないところもありますけれども、できれば早いほどいいかと思います。冬が狩猟期になりますので、そちらに合わせられれば一番いいというふうには思っておりますので、冬季間までにできる限り進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。髙橋さん。

○７番（髙橋正之君）　ありがとうございました。

猟期もありますので、できるだけ早めに進むことを祈りながら頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私の質問はここで終わらせていただきます。

○議長（小澤　仁君）　これで７番髙橋正之さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第５、報告第７号　令和７年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について

○議長（小澤　仁君）　日程第５、報告第７号　令和７年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　報告第７号は令和７年度の関川村簡易水道事業会計予算の繰越報告についてです。これは、令和７年度予算のうち、令和８年度に繰越して執行するものを地方公営企業法第26条第３項の規定に基づいて報告するものでございます。

詳細につきまして建設課長に説明させます。

○議長（小澤　仁君）　建設課長。

○建設課長（渡邉隆久君）　報告第７号、令和７年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について説明させていただきます。

それでは、次のページをお開きください。

今回の繰越報告は、金丸配水区多重伝送装置雷害本設工事です。昨年８月27日水曜日の午後３時半頃に金丸水源地で発生した落雷により焼損した装置の取替工事について、配水池からの通信に使

用する光回線工事の工程調整に伴い、このたび1,500万円を繰越ししたため報告するものです。

以上で、令和７年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告の説明を終わります。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第６、報告第８号　関川村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

○議長（小澤　仁君）　日程第６、報告第８号　関川村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　報告第８号は関川村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告です。これは、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府の行動計画が改正され、新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画が変更されたことに伴い、村の計画を変更をしました。新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第６条の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。

○議長（小澤　仁君）　総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　それでは、関川村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について説明します。

計画書の後ろについておりますピンクの用紙で、右上に令和８年６月定例会議報告第８号説明資料とあるものをご覧ください。

変更前の村の計画は平成27年に策定したもので、新型コロナウイルス以前の計画でございました。このたび、新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、令和６年７月に政府行動計画が、令和７年６月に県の新型インフルエンザ等対策行動計画が変更になり、新型インフルエンザ等対策特別措置法により県の計画変更に基づいた村の新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定を行ったものです。主な変更点としましては、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見などを踏まえ、記載を充実しています。また、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護すること、村民生活及び村民経済に及ぼす環境が最小となるようにすることを目的とした対策の実施を新設しています。

変更計画の策定経過としましては、県から示されたマニュアルに基づき、村の計画変更案を作成し、その後、学識経験者や県の意見を聴取、パブリックコメントの募集などを行い、令和８年３月

24日に県から計画変更について承認をいただいています。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。２番加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　２番加藤です。

少し教えていただきたいんですが、27ページの実践的な、真ん中ですね、実践的な訓練の実施ということで、今後関川村ではどのような方法でいつ頃この取組をするのか、もし決まっていましたら教えてください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　まだこちらの訓練につきましては具体的な予定などは立ててございません。今後状況、どのような方法がいいかというところも含めて検討していくこととしております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　10番鈴木です。

パブリックコメントを募集かけたということですけれども、どういった意見が来たか教えていただきたいんですが。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　パブリックコメントにつきましては村のホームページで行ったわけなんですけれども、意見はゼロ件でございました。１件もなかったという状況でございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。３番川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　３番川﨑です。

今回の村の計画変更は新型コロナウイルスの対応を踏まえてということなんですが、村の計画変更に当たって、ワクチンであったり、行動制限様々あったわけですが、その効果であったり、有効性は村の方では検証してますでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　ワクチンの関係につきましては国主導で行われておりますので、村の方でワクチンの効果ですとかそういったところを検証する義務がないと言えばよろしいでしょうか、村の方では特に行ってございません。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。３番川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　ワクチンに関しては検証してないということで、ほかにも様々行動制限あったと思いますけれども、村の施設利用できないとか、そういった効果といいますか有効性とか、マスクとかもそうなんですけれども、いかがでしょうか、検討されましたでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　新型コロナウイルスにつきましては全国的なものでございまして、マスクですとか、密にならないようにというようなところは、国や県の指導に基づいて村の施設なども同様の対応を行ったというものでございます。

なお、今回のこの計画につきましては、今後また新型コロナウイルスがというものではなくて、新型コロナウイルスと同様の新たなウイルスが発生したときにどのように行動するかという計画でございますので、新型コロナウイルスの経験を踏まえた計画というものになってございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第７、報告第９号　公益財団法人　関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（小澤　仁君）　日程第７、報告第９号　公益財団法人　関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　報告第９号は公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてです。例年のとおり関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛に提出されましたので、その関係書類をもって報告とするものです。

以上でございます。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。５番近　壽太郎さん。

○５番（近　壽太郎君）　５番近です。この中に登山道整備の会計も上がってるんですけれども、今回はどのような内容で整備されていたのかお聞きします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。副村長。

○政策監（野本　誠君）　管理公社に委託をしている部分につきましては、まずは光兎山、あと朴坂山でございます。これは地元の山の会の皆様にお願いをしているところであります。それから、杁差岳の方に行く登山道につきましては、今閉鎖しておりますけれども、その登り口から行った付近につきまして、今後のことも考えて地元の管理公社を通じて地元の山の愛護団体といいましょうか、そういった方に整備をお願いしている状況でございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。５番近　壽太郎さん。

○５番（近　壽太郎君）　杁差岳の方については、具体的に登山道を実施しているということですか。

○議長（小澤　仁君）　もう一回お願いします。

○５番（近　壽太郎君）　杁差岳の方に関しては、登山道、本当に人の歩く登山道の部分の草刈りを実施したということですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。副村長。

○政策監（野本　誠君）　登山道の一部ということでございます。

○議長（小澤　仁君）　これで答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第８、議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

○議長（小澤　仁君）　日程第８、議案第42号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第42号は関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定についてです。これは障害の有無にかかわらず、お互いを理解、尊重し、意思疎通を図るため、村の指針として制定するものです。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤　仁君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君）　では、議案第42号関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について説明させていただきます。

これは、令和７年に手話施策推進法が施行されるなど、その多様性、コミュニケーションの多様性や、人権の保障を求める社会的な機運が強まっているということを踏まえまして、村の方でもいわゆる理念条例を制定するということで今回提案したものでございます。また、この条例を定めることによりまして、今年策定予定の障害福祉計画の方向性の一つというふうに考えています。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。３番川﨑哲也さん。

○３番（川﨑哲也君）　３番川﨑です。

この同条例は、適用は、村の責務とか村民の役割とか事業者の役割書いていますけれども、例えば学校教育に関してはどうでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。

しばらく休憩します。

午後２時０１分　　休　憩

午後２時０２分　　再　開

○議長（小澤　仁君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　基本的に、ほかのコミュニケーション条例も見てみたんですけれども、学校だけを取り上げて条例で規定することはありません。したがいまして、この場合ですと、行政の責務であったり村民の責務というのを規定する中で、教育委員会としてこれをどう取り組むというのはそれは教育委員会の判断になろうかと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号については、所管の総務厚生常任委員会へ会議規則第39条の１項の規定により付託します。

休憩します。14時15分まで。

午後２時０３分　　休　憩

午後２時１５分　　再　開

○議長（小澤　仁君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第９、議案第４３号　関川村税条例の一部を改正する条例について

○議長（小澤　仁君）　日程第９、議案第43号関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第43号は関川村税条例の一部を改正する条例でございます。これは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い村の条例を改正するものです。

具体的には住民税務課長に説明をさせます。

○議長（小澤　仁君）　住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君）　それでは、関川村税条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。１ページです。

第１条については関川村税条例の村民税の部分で、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲などの見直しに伴い改正するものです。施行日は令和９年１月１日です。

次に８ページをお願いします。

第２条は固定資産税の免税点の見直しに伴うもので、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に免税点を引き上げる改正であります。施行日は令和９年４月１日です。

次に第３条は、村民税と附則の部分で、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正と、優良住宅地の造成等のため土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正であります。施行日は令和10年１月１日です。

次に11ページです。

第４条は、村民税に関連する附則の部分で、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正であります。施行日は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する翌々年の１月１日とされており、現時点ではまだ明確にされておりません。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。２番加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　２番加藤です。

すみません、８ページの固定資産税の免税点のところなんですが、改正前は土地と家屋別々でしたけれども、ここは一緒に、またはということで一緒になったんでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君）　土地については免税点の変更はありません。家屋について10万円引き上げられて土地と同じ30万円になりました。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号については会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第４４号　関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（小澤　仁君）　日程第10、議案第44号関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第44号は関川村介護保険条例の一部を改正する条例です。これは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和８年度における介護保険料の減免について村の条例を改正するものです。

詳細につきまして健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤　仁君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君）　それでは、議案第44号関川村介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、村長からもありましたとおり、国の介護保険法施行令の改正に伴いまして、令和８年度の保険料区分が村民税課税者となった人に対しまして、この村の規定で、昨年度が非課税のものであれば、今年も引き続き非課税者の扱いとして減免するという規定をつくるものでございまして、それを附則第９条のところに加える改正でございます。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって議案第44号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第４５号　令和８年度関川村一般会計補正予算（第２号）

○議長（小澤　仁君）　日程第11、議案第45号令和８年度関川村一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第45号は令和８年度関川村一般会計補正予算（第２号）です。

これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業などのほか、職員の人事異動に伴う職員給与費の調整について補正をするものです。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（小澤　仁君）　総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　それでは、令和８年度関川村一般会計補正予算（第２号）について説明します。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,680万円を追加し、総額をそれぞれ59億8,170万円とするものです。

第２条につきましては、地方債の補正となってございます。

最初に、歳出から説明をさせていただきますけれども、この予算書の一番最後のページの次に、27ページの次に、今回の補正予算についての説明資料を載せてございます。右下に令和８年６月定例会議議案第45号説明資料（経済対策・重点支援地方交付金関係）とあるものをご覧ください。

こちらにつきましては、今回の補正のうち、歳出において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業についての説明資料となってございます。

１番の省エネ家電入替助成事業は450万円でございまして、省エネ家電の買換え費用を補助するものでございます。

２つ目につきましては、小中学校給食費の減免ということで1,202万2,000円、小中学校の令和８年度の給食費を全額負担するというものでございまして、給食材料費負担金1,194万9,000円。このうち737万円が今回の補正額となってございます。また、還付の振込手数料７万3,000円につきましても今回補正をさせていただいております。

３つ目の高齢者福祉施設の光熱費補助200万円につきましては、村内の高齢者福祉施設に対し光熱費高騰分を補助するものでございます。

４の集会場整備促進事業490万円につきましては、集落センターの修繕等をする際の費用を補助するものでございます。

なお、こちらにつきましては490万円の事業費のうち、今回の補正で計上しているものは290万円でございまして、残りの200万円につきましては既決予算で対応するものでございます。

５つ目の簡易水道会計の補助300万円につきましては、簡易水道会計に対し電気代高騰分を補助するものでございます。

６のゆ～む指定管理者への支援375万円、こちら、ゆ～む指定管理者である管理公社に光熱費高騰に対する支援を行うものでございます。

なお、この事業費のうち、350万円が今回の補正額となってございます。

７の集落活動支援補助金408万円につきましては、集落に対して支援金１世帯当たり2,000円を交付し、集落活動の費用負担の軽減を図ってもらうというものでございます。

それでは、予算書の11ページの方をお開きください。

歳出につきまして、今ほど説明しました重点交付金、それとあと職員の人事異動に伴う給与費の調整以外について主立ったものを説明させていただきます。

11ページの２款１項２目文書広報費11節需用費64万1,000円。こちらにつきましては、修繕料でございますけれども、広報無線の小見の屋外スピーカーで避雷針が盗難に遭いまして、それを修繕するものでございます。

７目の地域振興費18節負担金補助及び交付金、こちら12ページに行っていただきまして、説明欄にありますテレビ難視聴地域対策事業補助金430万円、こちらにつきましては、物価高騰などによる事業費増に伴い補正を行うものでございます。

ページ、14ページをお願いいたします。

３款１項２目老人福祉総務費12節委託料21万5,000円。包括支援センターシステム改修業務委託料でございまして、介護報酬改定に伴うものでございます。

４目、心身障害者福祉費12節委託料の中の説明欄で、県単医療システム改修委託料370万円、こちらにつきましては、マイナンバーカードと医療費助成情報をひもづけまして、紙の受給者証の提示が不要となるようにするものでございます。国２分の１補助でございます。その下の更生医療審査委託料2,000円と、19節扶助費1,000万円。こちらにつきましては、透析などによる受給者が２名増となる見込みであるため、補正を行うものでございます。負担割合につきましては国２分の１、県４分の１、村４分の１でございます。

16ページをお願いします。

４款１項４目母子衛生費１節の報酬３万8,000円。また、12節の委託料３万8,000円の減。こちらにつきましては、幼児健診につきまして、村の診療所から佐藤医院の医師に健診をお願いするよう変えるために、科目を変更するものでございます。

18ページをお願いします。

５款２項２目林業振興費10節需用費150万円、こちら修繕料でございまして、林道蛇喰・中束線と山田川線の崩壊箇所の対応により、予算不足となるため補正をするものでございます。

ページ、20ページをお願いします。

９款３項１目学校管理費10節需用費77万円につきましては修繕料でございまして、中学校の暖房機が故障したため修理対応するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして歳入、８ページをお願いいたします。

14款１項１目民生費国庫負担金、こちらは更生医療給付に対するもので500万円。

２項１目総務費国庫補助金、こちらはテレビ難視聴対策に対するものが200万円、重点交付金に対するものが2,597万5,000円です。

２目民生費国庫補助金は、県単医療システム改修に対するもので180万円です。

次のページ、15款１項２目民生費県負担金、更生医療給付に対するもので250万円。

16款１項１目財産貸付収入96万円につきましては、こちらは旧あいさい市の貸付料として計上しているものでございます。

19款１項１目繰越金は前年度繰越金で1,626万5,000円です。

次のページで、21款１項１目総務債、テレビ難視聴地域対策事業で230万円です。

ページ、戻っていただきまして７ページで地方債の補正を行っております。

変更でございまして、今ほどの総務管理債につきまして230万円を増として2,340万円とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。３番川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　予算書の一番最後、説明資料をご覧ください。

物価高騰対応重点支援地方創生交付金の中の事業で、２番小中学校給食費の減免とありますが、今小学校の給食費、これ保護者負担はゼロだと思うんですけれども、中学校の保護者負担はどうなりますか、この事業で。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　この今回のこの補正予算をする前は保護者負担分については、もらう予

定で当初動いておりましたけれども、この重点支援地方交付金を今回充てていただいたので、中学校の保護者負担分はこの交付金を使うことによりまして、全て負担が要らなくなるというものでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　10番鈴木です。

ただいまの同じところなんですけれども、小中学校の令和８年度の給食費全額負担しますということで、当初予算でもう全て計上してたと思ったんですけれども、そうではなかったんですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　小学校の方は当初予算で計上しておりましたけれども、中学校の方は物価高騰分の値上げ分については見ておりましたけれども、もともと保護者が負担しなきゃならない部分については、当初予算ではそういう助成は計上しておりませんでした。今回その部分が計上されるものでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　令和８年度は、中学校も小学校も全て給食費は村で負担することでよろしいですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君）　小学校の分につきましては国が全国標準的な5,200円という１食分については国からお金が来ますので、それ以外については今回は全て村の方で負担するというものでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　同じページの番号が４番の集会所整備促進事業、いや、集落センターの修繕をする際の費用ということで290万円ということで、今回下関の就業センターも該当するんですか。もし200万円の繰り越すようなことで申請した場合。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。地域政策課参事。

○地域政策課参事（須貝　出君）　村づくり補助金の290万円に関しまして、こちらは小和田の集落センターの雨漏りと、松平集落センターの床張り替え、玄関修繕、鮎谷集落センターの駐車場前整備、あと中束の集落センターの照明器具の交換、あと当初で上土沢と小見集落と宮前と高田の公会堂の事業で200万円計上していたんですけれども、その部分の物価高騰の人件費と、資材の高騰分ということで58万円ほど増加が見込まれますので、その金額を含めまして今回290万円の増額補正をしております。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　残りの200万円はどういった形になるのでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。地域政策課参事。

○地域政策課参事（須貝　出君）　残りの200万円というか、当初で200万円を組んでおりまして、当初予算で上土沢と小見の川北地区ふるさと会館、宮前集落センターと高田の公会堂、こちらの方で、200万円の予算を計上しておりました。今回の補正で290万円上げております。

以上です。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　11ページ文書広報費、広報無線の修繕料、小見の避雷針が盗難に遭ったというような説明でしたけれども、これは簡単に取り外せるものなんですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　簡単に取り外せるというものではございませんけれども、避雷針の銅線で上で受けたものを下まで持ってきて、地下に電気を逃がすというものでございまして、銅線が露出状態でございますので、簡単にとはいかないんでしょうけれども、登ったりそんなことをすれば取り外しができるというような状況でございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　はい、今回修繕したときの銅線というのは、今度、簡単に同じような感じで取られる可能性があるんですが、そういった対策というのは講じるのでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　なかなか簡単な対策というのができないものですから、できるだけ、登れないようなことで、この小見だけでなくて、ほかのところもそういった対策ができないか今後検討したいと思います。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　同じページの一般管理費11節役務費のところで広告料とございますけれども、この広告というのは、職員の新たな募集に対する広告か何かですか、それとも村の何かこう宣伝になるような広告なのかお教えください。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　こちらにつきましては職員募集の広告料でございまして、当初予算でも計上していたんですけれども、このたび保健師の募集を行う必要がありまして、その広告料、その広告で当初予算はほぼ使ってしまいましたので、今後のために計上させていただいたものでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　12ページの地域振興費の省エネ家電入替助成事業補助金ですか、少し詳しく

教えてもらってもよろしいですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　今ほどのご質問にお答えします。

省エネ家電入替助成事業については、新たに創設をさせていただく事業でございます。対象となる設備については、エアコンとＬＥＤを対象とさせていただいて、予算額450万円を計上させていただいております。購入の対象期間については、令和８年４月１日まで遡って対応したいというふうな事業組みをさせていただいておりまして、令和９年２月26日までに実績報告ができるというものを対象としたいと思います。予算額450万円のうち、エアコン、想定ですけれども、予算取り上想定したものはエアコン50件、ＬＥＤの照明で100件のお宅が申請できるような準備をしてございます。この補助金には限度額を設けておりまして、エアコンにつきましては５万円まで、ＬＥＤ照明器具については２万円までということで、補助金は対象経費の２分の１とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小澤　仁君）　これで答弁を終わります。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　省エネの効率のいいエアコンを導入すると５万円上限、２分の１の上限５万円というようなことでよろしいですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　今ほどおっしゃられたとおりでございます。

○議長（小澤　仁君）　10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　今エアコンについて、来年2027年問題というのがございまして、来年まで待てば最高に効率のいいエアコンですと30％省エネというものが来年出てくるんですけれども、今これ替えるよりも、来年に向けてしたほうがいいのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　来年効率化がさらに進むというようなお話は聞いておりますが、今回まず、あくまでもこの重点支援地方創生臨時交付金ということで、物価高騰対策の中で行いたいということで、一般家庭向けの支援策として創設を考えたものでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。２番加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　２番加藤です。

すみません、臨時交付金のところなんですけれども、集落活動支援補助金についてお聞かせください。具体的な内容を知りたいので、お願いします。

○議長（小澤　仁君）　加藤さん、すみません、もう一回どこの場所のどこかというのを言ってください。何ページ。発言ボタンを押してね。

○２番（加藤つや子君）　すみません、27ページの次ですね。説明資料。

○議長（小澤　仁君）　ああ、説明資料。

○２番（加藤つや子君）　すみません。７番、一番最後の集落活動支援補助金について具体的な内容を教えていただけますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　こちらにつきましては、１世帯当たり2,000円を、集落の方にお配りして、集落の活動何でもいいという形で、先日、個人には商品券１万円分を配布いたしましたけれども、集落に商品券というわけにはいきませんので、現金というか振込で１世帯当たり2,000円を振り込むということで、事前に口座番号、口座情報を申請していただければ、振り込むというようなことで考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。２番加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　今ほどの答弁で、何でもというのは本当に何でも、草刈りでも何でも集落活動であれば全て該当になるということでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邉浩一君）　何でも対象でございまして、この目的としましては、やはり今物価高騰というところがございますので、集落活動もなかなかその物価高でうまくいかない部分もあり、そこを応援したいというものでございますので、使用する制限は特に設けていないというところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。２番加藤つや子さん。

○２番（加藤つや子君）　すみません、同じページで３番の高齢福祉施設の光熱費補助なんですけれども、これは申請しなければ駄目ということでしょうか。それとも、行政側から全ての関川村の高齢福祉施設に配分するという形でしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君）　これにつきましては、例年も行っていますが、申請してもらってそれに対して補助するという形を取っております。今年もその形で実施したいと思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第４６号　令和８年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第１号）

○議長（小澤　仁君）　日程第12、議案第46号令和８年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第46号は令和８年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第１号）でございます。

具体的な内容は健康福祉課参事に説明をさせます。

○議長（小澤　仁君）　健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君）　それでは、301ページをご覧ください。

議案第46号関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第１号）についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,180万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,070万円とするものです。

歳出からご説明いたします。305ページをご覧ください。

１款１項１目一般管理費の２節給料から４節共済費までは、診療所医師の採用年月日が令和８年10月１日となったため、４月から９月の約６か月分の給与等を減額することが主な理由となっています。合わせて1,230万円の減額となっています。

10節修繕料は、年度当初50万円の予算を計上しておりましたが、予算の執行により予算が減るために、今回増額補正14万6,000円を計上するものです。

17節備品購入費は、関川診療所医師住宅の冷蔵庫を更新するものです。今のものは平成23年度に購入したもので、14年間経過し不具合があるために買換えをするものです。

続きまして歳入です。304ページをご覧ください。

１款１項１目診療報酬は、４月から９月の間の診療が月、水の２日間と金曜日の午前に限っているために1,180万円診療報酬を減額するものです。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第46号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第４７号　令和８年度関川村下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（小澤　仁君）　日程第13、議案第47号令和８年度関川村下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第47号は令和８年度関川村下水道事業会計補正予算（第１号）です。

具体的な内容は建設課長に説明をさせます。

○議長（小澤　仁君）　建設課長。

○建設課長（渡邉隆久君）　それでは701ページをお開きください。

資本的収入及び支出第２条は、第４条予算に定めた資本的収入及び支出は、収入の第１項企業債として200万円、支出の第１項建設改良費に200万円を計上させていただきました。

703ページをお開きください。

初めに収入です。１款１項１目企業債ですが200万円を計上させていただきました。

次に支出です。１款１項２目処理場建設改良費ですが、収入で説明しました200万円は、大島地内の関川浄化センター省エネ改修工事として、照明のＬＥＤ化工事を計上させていただきました。

702ページをご覧ください。

企業債補正ですが、今ほど説明しました200万円を追加し4,220万円とするものです。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第４８号　令和８年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（小澤　仁君）　日程第14、議案第48号令和８年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第48号は令和８年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）です。

具体的な内容は建設課長に説明をさせます。

○議長（小澤　仁君）　建設課長。

○建設課長（渡邉隆久君）　それでは801ページをお開きください。

収益的収入及び支出。第２条は、第３条予算に定めた収益的収入及び支出は、収入の第２項営業外収益に300万円を追加し、支出の第１項営業費用に55万円を追加するものです。

803ページをお開きください。

初めに収入です。１款２項１目他会計補助金ですが、一般会計より水道施設の電気料に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として300万円を計上させていただきました。

次に支出です。１款１項４目総係費ですが、職員の昇格に伴い給与手当等に不足が生じるため55万円を計上させていただきました。

802ページをご覧ください。

第３条では、職員給与に55万円を追加し1,040万円とするものです。第４条は他会計補助金として5,000万円に300万円を追加し5,300万円とするものです。

説明は以上です。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　10番鈴木です。

この給与の方が変わった、簡易水道の事業費の給与の方が変わってるんですが、誰か変わったこと。人が変わったってこと、また増員したということでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邉隆久君）　職員が昇格しまして、昇格に伴う増額分となっております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤　仁君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。大変お疲れさまでした。

午後２時５５分　　散　　会